

## 第6章

各種施策の基盤、各主体の参加及び  
国際協力に係る施策

## 第1節 政府の総合的な取組

## 1 環境保全経費

各府省の予算のうち環境保全に関する予算については、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を行って各府省に示すとともに、環境保全経費

として取りまとめました。平成21年度予算における環境保全経費の総額は、2兆1,168億円となっています。府省別の環境保全経費は表6-1-1、事項別の環境保全経費は表6-1-2のとおりです。

表6-1-1 府省別環境保全経費一覧

(単位：百万円)

|       | 平成20年度<br>予算額 | 平成21年度<br>予算額 | 比較増△減    |
|-------|---------------|---------------|----------|
| 内閣府   | 52,602        | 50,443        | △ 2,159  |
| 総務省   | 946           | 998           | 52       |
| 法務省   | 465           | 492           | 27       |
| 外務省   | 6,222         | 5,586         | △ 637    |
| 財務省   | 430           | 363           | △ 67     |
| 文部科学省 | 91,167        | 84,884        | △ 6,283  |
| 厚生労働省 | 4,358         | 3,112         | △ 1,246  |
| 農林水産省 | 380,875       | 360,391       | △ 20,485 |
| 経済産業省 | 319,330       | 341,665       | 22,335   |
| 国土交通省 | 1,069,552     | 980,311       | △ 89,241 |
| 環境省   | 223,968       | 221,757       | △ 2,210  |
| 防衛省   | 64,162        | 66,845        | 2,683    |
| 合計    | 2,214,079     | 2,116,848     | △ 97,230 |

- 注1：表中における計数には特別会計が含まれている。  
 2：実施計画により配分される経費であって、概算決定時に配分が決定しない経費は除いてある。  
 3：単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一致しない場合がある。

資料：環境省

表6-1-2 事項別環境保全経費一覧

(単位：百万円)

|                     | 平成20年度<br>予算額 | 平成21年度<br>予算額 | 比較増△減    |
|---------------------|---------------|---------------|----------|
| 地球環境の保全             | 659,658       | 677,974       | 18,316   |
| 大気環境の保全             | 282,118       | 234,239       | △ 47,879 |
| 水環境、土壌環境、地盤環境の保全    | 786,757       | 743,248       | △ 43,509 |
| 廃棄物・リサイクル対策         | 120,621       | 114,026       | △ 6,594  |
| 化学物質対策              | 9,174         | 8,176         | △ 999    |
| 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進 | 279,602       | 261,233       | △ 18,369 |
| 各種施策の基盤となる施策等       | 76,149        | 77,953        | 1,803    |
| 合計                  | 2,214,079     | 2,116,848     | △ 97,230 |

- 注1：表中における計数には特別会計が含まれている。  
 2：実施計画により配分される経費であって、概算決定時に配分が決定しない経費は除いてある。  
 3：単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一致しない場合がある。

資料：環境省



## 2 政府の対策

### (1) 環境基本計画の進ちょく状況の点検

中央環境審議会は、**環境基本計画**に基づく施策の進ちょく状況等を点検し、政府に報告しています。平成20年に行われた第三次環境基本計画の第2回目の点検は、同計画の10の重点分野のうち、「地球温暖化問題に対する取組」、「物質循環の確保と**循環型社会**の構築のための取組」、「化学物質の**環境リスク**の低減に向けた取組」、「生物多様性の保全のための取組」、「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」の5分野を重点点検分野として実施されました。その結果は、20年12月に中央環境審議会会長から環境大臣に報告され、その後環境大臣が閣議で報告しました。

([http://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/check/02/index.html](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/check/02/index.html))

### (2) 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

第三次環境基本計画に基づき、関係府省で実施している予防的な取組方法の考え方に関する施策についても、(1)の点検において、進ちょく状況の点検を行いました。

### (3) 適正な国土利用の推進

**国土利用計画**は、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを国土利用の基本理念とし、全国計画とこれを基本とする都道府県計画及び市町村計画により、総合的かつ計画的な国土の利用を図っています。

平成20年7月に、国土審議会等の議論を経て、第四次全国計画が閣議決定されました。同計画では、国土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによってより良い状態で国土を次世代へ引き継ぐ「持続可能な国土管理」を行うことを基本方針としています。また、同計画の推進を図るため、国土の利用状況や見通しについて調査を行うとともに、市町村計画の活用方策について事例の収集整理・分析や、全国計画の効率的な推進方策、所有者等以外の国民も広く国土の管理に関わる手法、**エコロジカル・ネットワーク**の形成を通じた自然の保全・再生の推進方策について検討を行いました。

さらに、全国計画及び都道府県計画を基本として策定される土地利用基本計画に即して、公害の防止、自然環境の保全等に配慮しつつ、適正かつ合理的な土地利用の実現を図りました。

## 第2節 環境影響評価等

### 1 戦略的環境アセスメントの導入

環境保全上の支障を未然に防止するため、**環境基本法**（平成5年法律第91号）第19条では、国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たって、環境保全について配慮しなければならないと規定しています。

このため、平成20年度においては、引き続き個別の事業の計画・実施に枠組みを与える計画（上位計画）及び政策の策定・実施に環境配慮を組み込むための**戦略的環境アセスメント**に関する取組を進めました。

具体的には、事業の位置・規模等の検討段階における戦略的環境アセスメントの取組を推進するため、「**戦略的環境アセスメント導入ガイドライン**（SEAガ

イドライン）」に関し地方公共団体等に対して情報提供を行いました。

また、特に道路、河川、空港、港湾等の公共事業については、関連する先行的な取組等を基に、戦略的環境アセスメントを含むものとして、平成20年4月に「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を取りまとめるとともに、これらを踏まえた具体的な事例に取り組みました。

さらに、SEAガイドライン等を踏まえて、平成21年3月に「**最終処分場**における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（案）」を取りまとめたほか、より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めました。

## 2 環境影響評価の実施

### (1) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

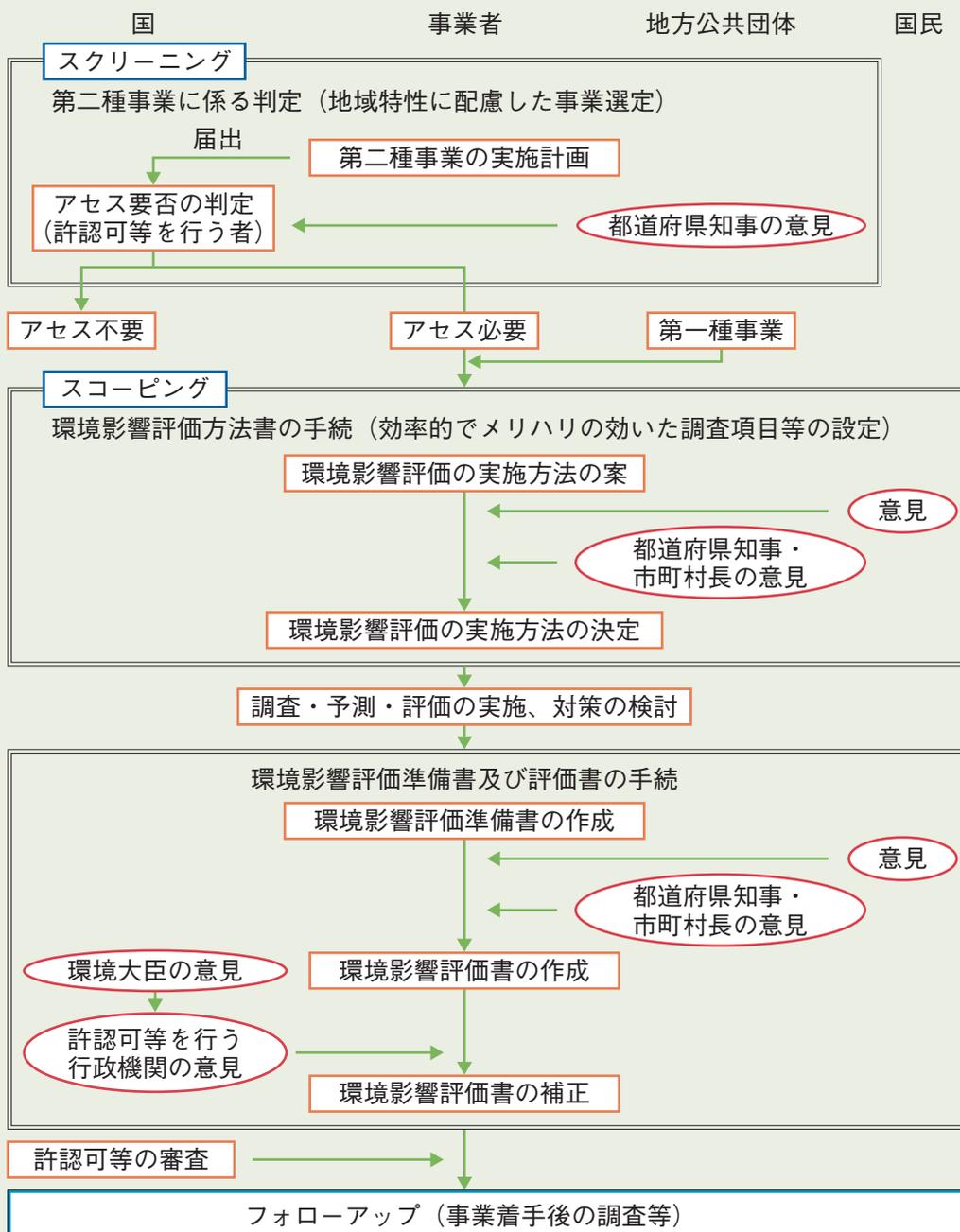
環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を義務付けています（図6-2-1）。同法に基づき、平成21年3月末までに計179件の事業について手続が実施されており、そのうち、20年度においては、新たに2件の手続が開始され、ま

た、6件の手続が完了し環境配慮の徹底が図られました（表6-2-1）。

### (2) 環境影響評価の適切な運用への取組

環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施しました。また、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うとともに、平成18年に改正された事業の種類ごとの主務省令について確実な運用の実施に努

図6-2-1 環境影響評価法の手続の流れ



資料：環境省



表6-2-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

(平成21年3月末現在)

|          | 道路     | 河川   | 鉄道    | 飛行場  | 発電所    | 処分場  | 埋立    | 面整備    | 合計       |
|----------|--------|------|-------|------|--------|------|-------|--------|----------|
| 手続実施     | 74(52) | 7(7) | 13(9) | 8(8) | 46(34) | 5(4) | 11(8) | 20(11) | 179(129) |
| 手続中      | 15(15) | 2(2) | 1(0)  | —    | 12(12) | 1(1) | 2(1)  | 3(2)   | 36(33)   |
| 手続完了     | 50(29) | 5(5) | 10(7) | 7(7) | 31(19) | 4(3) | 8(6)  | 14(7)  | 125(80)  |
| 手続中止     | 9(8)   | —    | 2(2)  | 1(1) | 3(3)   | —    | 1(1)  | 3(2)   | 18(16)   |
| 環境大臣意見*2 | 52(31) | 5(5) | 10(7) | 7(7) | 32(20) | —    | —     | 14(6)  | 120(76)  |

\*1：括弧内は当初から法に基づく事業で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。  
 \*2：特に意見なしと回答した事業を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは許認可権者が国の機関である場合等に限られる。  
 \*3：平成20年度に環境影響評価法第27条に基づく公告・縦覧が終了した事業は、一般国道208号大川佐賀道路及び一般国道444号佐賀福富道路（有明海沿岸道路）、京奈和自動車道（大和北道路）、肱川水系山鳥坂ダム建設事業、都市計画道路潮来鉾田線建設事業、地域高規格道路道央圏連絡道路（長沼町～江別市間）、一般国道17号本庄道路の6件。  
 資料：環境省

めました。

さらに、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的知識の提供による環境影響評価の質及び信頼性の確保を目的として、これらの情報等を集積し、インターネット等を活用した国民や地方公共団体等への情報支援体制の整備を進めました。

### (3) 地方公共団体における取組

平成20年度末現在、ほぼすべての都道府県及び政令指定都市において環境影響評価条例が公布・施行され、さらに知事意見を述べる際の審査会等第三者機関への諮問や事業者への事後調査の義務付けを導入しています。

対象事業については環境影響評価法対象の規模要件を下回るものに加え、廃棄物処理施設やスポーツ・レ

クリエーション施設、畜産施設、土石の採取、複合事業なども対象としており、さらに環境基本法に規定されている「環境」よりも広い範囲の「環境」の保全を目的とし、埋蔵文化財、地域コミュニティの維持、安全などについても評価対象にするなど、地域の独自性が発揮されています。

また、東京都、埼玉県、広島市、京都市では戦略的環境アセスメントが複数の事例に適用されています。

### (4) 個別法等に基づく環境保全上の配慮

港湾法（昭和25年法律第218号）、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）等に基づいて行われる事業の認可、計画等の策定等に際し、環境保全の見地から検討を行いました。

## 第3節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

### 1 調査研究及び監視・観測等の充実

#### (1) 研究開発の総合的推進

第3期科学技術基本計画（計画年度：平成18～22年度）において環境分野は、我が国の研究開発の重点推進4分野の一つとされています。この基本計画の下に策定された分野別推進戦略では、気候変動研究領域、水・物質循環と流域圏研究領域、生態系管理研究領域、化学物質リスク・安全管理研究領域、3R技術研究領域、バイオマス利活用研究領域の6つの研究領域が設定されています。また、それぞれの研究領域において重要な研究開発課題と集中投資すべき戦略重点

科学技術が定められています。この推進戦略に基づき、環境分野の研究開発は、総合科学技術会議のリーダーシップの下、環境プロジェクトチームにおいて、府省間で連携をとり、学際的、総合的に推進を図りました。

また、科学技術連携施策群のテーマとして推進している「バイオマス利活用」、「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」では、関係府省における施策の取組・連携状況の把握や、関係府省の連携を深めるための課題の実施などの活動を積極的に推進し、シンポジウムや成果報告会を開催し

ました。

さらに、長期戦略指針「イノベーション25」に基づき、社会還元加速プロジェクトのテーマの一つとして、「バイオマス資源の総合利活用」の推進を図りました。

また、環境研究・環境技術開発の推進戦略（中央環境審議会答申）について、その取組状況をフォローアップし、平成21年度の環境研究・技術開発施策に反映しました。

## (2) 環境省関連試験研究機関における研究の推進

### ア 独立行政法人国立環境研究所

国立環境研究所では、環境大臣が定めた5年間の第2期中期目標（平成18～22年度）と第2期中期計画に基づき、全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するため、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、①地球温暖化研究プログラム、②循環型社会研究プログラム、③環境リスク研究プログラム、④アジア自然共生研究プログラムの4つの重点研究プログラムを設定しており、中期計画の目標達成に向けて着実に研究を進展させました。

また、長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、基盤的な調査・研究を推進しました。

さらに、研究の効率的実施や研究ネットワークの形成に資するため、環境研究基盤技術ラボラトリーにおいて環境標準試料の作製、環境試料の長期保存（スペシメンバンキング）等を実施するとともに、地球環境の戦略的モニタリング等を実施し、知的研究基盤の整備を推進しました。

また、インターネット等を通じた環境の保全に関する国内外の資料の収集・整理及び提供により、国民等への適切な環境情報の提供を行いました。

### イ 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地に在る国の直轄研究機関としての使命を達成するため、平成20年度に①水銀研究拠点としての研究の推進、②研究成果を活用した情報発信、③研究成果を活用した水俣病被害地域への福祉的支援、④専門研究機関としての国際貢献の4つの課題を設定して、これらの課題に沿って研究及び業務を推進しました。

水俣病被害地域への福祉的支援としては、地域の社会福祉協議会等と協力して、「介護予防等在宅支援モデル研究事業」を進め、高齢化する水俣病被害地域住民の日常生活の質の向上に貢献しました。また、主に開発途上国に対し、調査・指導のために研究者の派遣

を積極的に行うとともに、研究者を受け入れて、共同研究や分析技術を中心とした研修を実施し、WHO研究協力センターとしての役割を果たしました。

併せて、これらの施策や研究内容について、施設の一般公開のほか、ホームページ（<http://nimd.go.jp>）上で具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

## (3) 公害防止等に関する調査研究等の推進

環境省に一括計上した平成20年度の関係行政機関の試験研究機関の地球環境保全等に関する研究のうち、公害の防止等に関する各府省の試験研究費では、8府省25試験研究機関等において、中長期にわたる環境観測、地方公共団体の試験研究機関の環境研究・技術開発ポテンシャル向上に寄与する研究、環境関連施策に寄与する研究等、合計58の試験研究課題を実施しました。

また、「環境技術開発等推進費」において、広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案のあった応募者が所属する試験研究機関等に当該研究開発を委託し、環境研究・技術開発の推進を図りました。その内容は表6-3-1のとおりです。

## (4) 地球環境研究に関する調査研究等の推進

関係府省の国立試験研究機関、独立行政法人、大学、民間研究機関等広範な分野の研究機関、研究者の有機的連携の下、「地球環境研究総合推進費」により、学際的、国際的観点を重視しつつ地球環境研究を推進しました。関係行政機関等による中長期的視点から着実に推進すべき研究については、「地球環境保全試験研究費」により、地球温暖化の防止に資する研究を行いました。平成20年度に実施した主な調査研究は表6-3-2のとおりです。

## (5) 地球環境に関する観測・監視

大気における気候変動の観測について、気象庁は世界気象機関（WMO）の枠組みで地上及び高層の気象観測を継続的に実施するとともに、全球気候観測システム（GCOS）の地上及び高層の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。さらに、世界の地上気候データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し地上気候データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

また、温室効果ガスなど大気環境の観測については、(独)国立環境研究所及び気象庁が、それぞれ沖縄県波照間島や東京都南鳥島等で温室効果ガスの測定を行っています。気象庁ではWMOにおける全球大気監視（GAW）計画の一環として、温室効果ガス、

表6-3-1 環境技術開発等推進費に関する概要

| 研究開発領域          | 課題数 | 主な課題名   |
|-----------------|-----|---|
| 1. 戦略一般研究       | 13  | 次世代大気モニタリングネットワーク用多波長高スペクトル分解ライダーの開発、浚渫産地埋め戻し資材としての産業副産物の活用—住民合意を目安とした安全性評価に関する研究—等   |
| 2. 戦略一般研究のうち地域枠 | 2   | 湖内生産および分解の変化と難分解性有機物を考慮した有機汚濁メカニズムの解明 等   |
| 3. 戦略一般研究のうち若手枠 | 3   | 高濃度汚染地盤における水・物質ダイナミクスの定量的イメージング技術の開発 等  |
| 4. 戦略指定研究       | 9   | クリーン開発メカニズム適用のためのパームオイル廃液(POME)の高効率の新規メタン発酵プロセスの創成、化学物質の有害性評価の効率化を目指した新たな神経毒性試験法の開発 等 |
| (平成19年度からの継続課題) | 10  | サロベツ湿原の保全再生にむけた泥炭地構造の解明と湿原変遷モデルの構築、マルチプロファイリング技術による化学物質の胎生プログラミングに及ぼす影響評価手法の開発 等      |

資料：環境省

表6-3-2 平成20年度に実施した主な地球環境分野の調査研究

| 府 省 名     | 研 究 課 題   |
|-----------|---|
| 環 境 省     | <p>[地球環境研究総合推進費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成層圏プロセスの長期変化の検出とオゾン層変動予測の不確実性評価に関する研究</li> <li>脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト</li> <li>東アジアの植生に対するオゾン濃度上昇のリスク評価と農作物への影響予測に関する研究</li> <li>大型船舶のプラスチック・船体付着で越境移動する海洋生物の動態把握と定着の早期検出</li> <li>トキの野生復帰のための持続可能な自然再生計画の立案とその社会的手続き</li> <li>水・物質・エネルギーの「環境フラックス」評価による持続可能な都市・産業システムの設計</li> <li>環礁上に成立する小島嶼国の地形変化と水資源変化に対する適応策に関する研究</li> <li>アジア太平洋地域を中心とする持続可能な発展のためのバイオ燃料利用戦略に関する研究</li> </ul> <p>[地球環境保全試験研究費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CDM植林が生物多様性に与える影響評価と予測技術の開発</li> <li>アジア陸域炭素循環観測のための長期生態系モニタリングとデータのネットワーク化促進に関する研究</li> <li>チベット高原を利用した温暖化の早期検出と早期予測に関する研究</li> <li>民間航空機を活用したアジア太平洋域上空における温室効果気体の観測</li> <li>アルボウイルス、水系細菌叢、媒介生物のモニタリングによる温暖化の影響評価に関する研究</li> </ul> |
| 国 土 交 通 省 | 温暖化による日本付近の詳細な気候変化予測に関する研究（気象庁）   |

資料：環境省、国土交通省

CFC等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線等の定常観測、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海中の二酸化炭素等の定期観測、エアロゾルライダーを用いたエアロゾルの高度分布の測定を引き続き実施しました。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等を用いた観測研究、観測技術の研究開発を推進しました。第49次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球規模での環境変動の解明を目的とする各種のプロジェクト研究観測等を実施しました。地球規模の変動に大きく関わっている海洋における観測について、海洋の観測データを飛躍的に増加させるため、海洋自動観測フロート約3千個を全世界の海洋に展開し、地球規模の高度海洋監視システムを構築する「Argo計画」を推進しました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行

い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候変化に関する予測情報を「地球温暖化予測情報」によって提供しており、情報の高度化のため、大気と海洋の相互関係を更に精緻化させた詳細な気候変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)による観測を継続し、関係機関と連携して植生把握などに関する利用実証実験を行いました。また、熱帯降雨観測衛星(TRMM)搭載の我が国の降雨レーダ(PR)や米国地球観測衛星(Aqua)搭載の我が国の改良型高性能マイクロ波放射計(AMSR-E)から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。さらに、環境省、(独)国立環境研究所及び(独)宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)を平成21年1月に打ち上げ、全球の温室効果ガス濃度分布の高精度

かつ均一的な観測を目指して、初期機能確認等を行っています。そのほかにも、気候変動予測精度の向上等への更なる貢献のため、降水、雲・エアロゾル、植生等の地球環境に関する全球の多様なデータの収集及び提供を目指し、地球観測衛星の研究開発を行いました。

地球温暖化対策に必要な観測を、統合的・効率的なものとするため、環境省と気象庁が共同で運営する「地球観測連携拠点（温暖化分野）」の活動を推進しました。

地球環境変動予測研究については、世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用して地球温暖化予測モデル開発等を推進しました。

「地球観測システム構築推進プラン」では、競争的研究資金制度のもと、地球観測システムの構築に貢献する研究開発等に効果的に取り組んでいます。本事業では、地球温暖化・炭素循環分野及びアジアモンスーン地球水循環・気候変動分野、対流圏大気変化分野における研究課題の実施を推進しました。

また、「地球観測の推進戦略」を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢整備のため、「地球環境保全試験研究費」において「地球観測モニタリング支援型」を平成18年度より創設し、平成20年度は、海洋表層CO<sub>2</sub>分圧観測データ利用促進等をテーマとした2つの研究課題を開始しました。

平成20年度に実施した主な観測・監視は表6-3-3のとおりです。

## (6) 廃棄物処理等科学研究の推進

第3期科学技術基本計画の政策目標「環境と調和する循環型社会の実現」を目的として、競争的研究資金を活用し広く課題を募集し、平成20年度は、74件の研究事業及び6件の技術開発事業を実施しました。

研究事業については、「3R推進のための研究」、「廃棄物系バイオマス利活用推進のための研究」、「循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究」、「アスベスト問題解決をはじめとした安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」、「漂着ごみ問題解決に関する研究」を重点テーマとし、廃棄物を取り巻く諸問題の解決とともに循環型社会の構築に資する研究を推進しました。特に、「3R推進のための研究」においては、効果的な3R実践のための技術や社会経済システムの設計による脱物質化・低炭素社会の実現に貢献するため、「3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術」についてトップダウン方式による研究を行いました。

技術開発事業については、「廃棄物系バイオマス利活用技術開発」、「アスベスト廃棄物の無害化処理に関する技術開発」を実施し、次世代を担う廃棄物処理等に係る技術の開発を図りました。

## (7) 環境保全に関するその他の試験研究

内閣府では、環境施策において、「ハイブリッド型統合勘定」をより活用するための経済分析モデルの検討を行いました。

警察庁では、よりきめ細かな信号制御を行い交通の円滑化を図るため、プロファイル信号制御方式による信号制御高度化モデル事業を実施しました。

総務省では、(独)情報通信研究機構等を通じ、電波や光を利用した地球環境観測技術として、人工衛星から地球の降水状態を観測するGPM搭載二周波降水レーダ、同じく人工衛星から地球の雲の状態を観測する雲レーダ、ライダーによる温室効果ガスの高精度観測技術、突発的局所災害の観測及び予測のために必要な次世代ドップラーレーダー技術、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市規模で詳細に計測するセンシングネットワーク技術、天候等に左右されずに被災状況把握を可能とするレーダを使用した高精度地表面可視化技術の研究開発等を実施しました。さらに、情報通

表6-3-3 平成20年度に実施した主な地球環境分野の観測・監視

| 府 省 名     | 研究課題  |
|-----------|---|
| 環 境 省     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジアにおけるハロゲン系温室効果気体の排出に関する観測研究</li> <li>・民間航空機を活用したアジア太平洋域上空における温室効果気体の観測に関する研究</li> <li>・アジア陸域炭素循環観測のための長期生態系モニタリングとデータのネットワーク化促進に関する研究</li> <li>・アジア・オセアニア域における微量温室効果ガスの多成分長期観測</li> <li>・アルボウイルス、水系細菌叢、媒介生物のモニタリングによる温暖化の影響評価に関する研究</li> </ul> |
| 国 土 交 通 省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋汚染の調査（海上保安庁）</li> <li>・西太平洋海域共同調査（海上保安庁）</li> <li>・日本海洋データセンターの運営（海上保安庁）</li> <li>・大気及び海洋バックグラウンド汚染観測業務（気象庁）</li> <li>・オゾン層及び紫外域日射観測（気象庁）</li> <li>・温室効果ガス世界資料センターの運営（気象庁）</li> </ul>   |

資料：環境省、国土交通省



信ネットワーク設備の大容量化に伴って増大する電力需要を抑制するため、光の属性を極限まで利用するフォトニックネットワーク技術による低消費電力光ネットワークノード技術等、極限光ネットワークシステム技術の研究開発を実施しています。

農林水産省では、環境保全型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価手法の開発に着手するとともに、国産バイオ燃料の利用促進を図るため、バイオエタノールの生産コストを大幅に削減する技術開発や、地球温暖化が農林水産業に与える影響を、将来予測を含めより高度に評価するための研究開発や、eDNA（土壌より直接抽出したDNA）解析により土壌の生物性を評価する技術の開発を引き続き推進しました。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノ作り技術の開発や微生物群の制御等による産業廃水等の高効率バイオ処理技術の高度化を実施しました。また、バイオテクノロジーの適切な産業利用のための遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）

の適切な施行や、海外の遺伝資源の円滑な利用を促進するため関係者との協議を行う等、事業環境の整備を実施しました。

循環型社会の構築に向け、「下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）」等において開発された、下水汚泥の有効利用に係る技術の普及を推進しました。国交省では、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、さまざまな対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の実用化や、地球温暖化対策に資するCO<sub>2</sub>の吸収量算定手法の開発等を実施しました。また、環境への負荷が小さく、新たな海洋空間の創造が可能な超大型浮体式海洋構造物（メガフロート）の普及促進のための調査を行いました。他の化石燃料と比較して環境負荷が少ない天然ガスの供給拡大に寄与する天然ガスハイドレート輸送船の研究開発の実施を支援しました。また、船舶による大気汚染の防止に関する国際規制強化の動向に対応するため、排出ガスに含まれるNO<sub>x</sub>等を大幅削減する環境に優しい船用エンジンの実用化に向けて、排出ガス後処理装置（SCR触媒）及び燃料噴射系の改良等の研究開発を実施しました。

## 2 技術の振興

### (1) 環境技術の開発支援

地球温暖化対策に関しては、新たな地球温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、「地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）」において、省エネ効果の高いLED照明の高効率・低コスト化開発や、パソコンの消費電力量を可視化する技術の開発などを実施しました。平成20年度の重点テーマとしては、バイオエタノール混合ガソリンへの対応促進のための技術実証等の「バイオマス資源総合活用システム」、「安全な革新的水素貯蔵・輸送技術」等に係る技術開発を実施しました。

また、製品開発段階に移行した温暖化対策技術の市場投入を促進するための支援も併せて行い、全体で40件の技術開発事業を実施しました。

省エネルギー、新エネルギー、原子力、クリーンコールテクノロジーの開発を推進するとともに、化石燃料の使用により排出されるCO<sub>2</sub>を分離回収し、地中に長期間保留する二酸化炭素回収・貯留（CCS）の技術開発を実施しました。

先進的な環境技術の普及を図る「環境技術実証事業」では、閉鎖性海域における水環境分野、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低

減等技術）など6分野で対象技術の環境保全効果などを実証しました。また、これまでに実証した技術について、成果を発表し、技術の普及を図るため、各種展示会への出展を行いました。

地方公共団体の環境測定分析機関等を対象として、各分析機関における環境測定分析技術の向上を図る契機とし、信頼性の確保に資する観点から、基本精度管理調査（廃棄物（ばいじん）溶出液試料（重金属類）、廃棄物（下水汚泥）試料（重金属類））と高等精度管理調査（模擬水質試料（有機スズ化合物、有機塩素化合物）、廃棄物（ばいじん）試料（ダイオキシン類））を実施しました。

### (2) 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応

バイオレメディエーション事業の健全な発展と利用の拡大を通じた環境保全を図るため、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、制度の適切な運用を行うとともに、同指針に基づき事業者から提出された2件の浄化事業計画につき、同指針に適合している旨の確認を行いました。

### 3 国における基盤整備等

大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化する研究プロジェクトの推進や科学研究費補助金による研究助成など、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。

また、戦略的創造研究推進事業等により、環境に関する基礎研究の推進を図りました。

さらに、大気粉じん等の環境試料や絶滅のおそれのある生物の細胞・遺伝子を長期保存し、環境研究の知的基盤としていくための「環境試料タイムカプセル化事業」を実施しました。

### 4 地方公共団体、民間団体等における取組の促進

地域の産学官連携による「環境技術開発基盤整備モデル事業」を創設し、地域で不足する情報交換体制及びネットワークの強化を図り、地域における産学官連携による環境技術開発の基盤整備を推進しました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。

### 5 成果の普及等

地球環境保全等試験研究費のうち公害防止等試験研究費、環境技術開発等推進費に係る研究成果については、環境保全研究成果発表会、環境保全研究成果集等により公開し、行政機関、民間企業へ普及を図りました。

廃棄物処理等科学研究成果については、廃棄物処理技術情報ホームページにおいて公開しているほか、「廃棄物対策研究発表会」において発表するとともに、

関連する海外情報についても広く普及を図りました。

地球環境研究についても、**地球環境研究総合推進費**ホームページにおいて、研究成果及びその評価結果等を公開しているほか、「地球温暖化の日本への影響～現状と将来予測、その対策と賢い適応へ向けて～」と題した一般公開シンポジウムを開催し、最新の研究成果を交えながら紹介しました。

## 第4節 環境情報の整備と提供・広報の充実

### 1 環境情報の体系的な整備と提供

#### (1) 環境情報の整備と国民等への提供

各種の環境情報を体系的に整備し、国民等に分かりやすく提供するため、次のような取組を行いました。

環境省ホームページを始めとする情報提供サイトにおいて、提供情報のわかりやすさと利便性の向上のためのデザイン統一化、ウェブコンテンツJISへの対応、外国語による提供等を行いました。

「環境・循環型社会白書（以下、「白書」という。）」を一般向けに要約した「図で見る環境・循環型社会白書」、小中学生向けの概要版「こども環境白書」を作成、発行するとともに、全国9か所での「白書を読む会」の開催により、白書の内容を広く普及することに

努めました。2008年（平成20年）7月に行われたG8北海道洞爺湖サミット等では、英語版の白書を配布しました。また、白書の表紙絵を描くことを通じて環境保全についての意識啓発を図るため、「白書表紙絵コンクール」を開催しました。さらに、環境への負荷、環境の状態、環境問題の対策に関する基礎的データを収集整理した「環境統計集」を作成しました。

また、環境情報に立脚した環境行政の実現や利用者のニーズに応じた環境情報の提供のための施策を示した「環境情報戦略」を、中央環境審議会総合政策部会に設置された環境情報専門委員会での検討結果を踏まえ、策定しました。

環境の状況を地理情報システム（GIS）を用いて提

供する「環境GIS」を整備し、インターネットにより情報提供しました。

河川水質を[1]人と河川の豊かなふれあいの確保、[2]豊かな生態系の確保、[3]利用しやすい水質の確保、[4]下流域や滞留水域に影響の少ない水質の確保、の4つの視点で総合的に分かりやすく評価する新しい指標に基づき、平成20年度に全国で一般市民の参加を得て調査を実施しました。

また、港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、海域環境データベースの運用を行いました。

生物多様性に関する情報については、基礎調査などの成果を「生物多様性情報システム(J-IBIS)」において、モニタリングサイト1000に関しては専用ホームページにおいて、それぞれインターネットを通じて提供しました。また、情報の所在等の情報源情報(メタデータ)を横断的に検索・把握するシステム「生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム(CHM)」において、メタデータの充実を図りました。

国立公園のライブ映像を始めとして、各種自然情報を提供する「インターネット自然研究所」について、システムの更新を行い、機能の向上を図りました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行

いました。

## (2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報を「地球環境パートナーシッププラザ」を拠点としてホームページ(<http://www.geic.or.jp/geic/>)やメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域のパートナーシップ促進のための情報を収集、提供しました。団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」(<http://plaza.geic.or.jp/>)により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

また、企業とNPOとの連携による地域の環境保全を進めるため、「企業、NPO、そして地域が喜ぶ地域環境パートナーシップの成功に向けて(ポイント集)」を作成しました。

さらに、パートナーシップによる持続可能な地域づくりを支援するため「協働による持続可能な地域づくりのための手法・ツール集」の作成を行いました。

## 2 広報の充実

関係機関の協力によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動や、環境省ホームページによる情報提供、広報誌「エコジン」電子書籍版の発行、広報用パンフレット等の作成・配布を通じて、環境保全の重要性を広く国民に訴え、意識の高揚を図りました。

環境基本法に定められた「環境の日」(6月5日)を含む「環境月間」において、環境展「エコライフ・フェア」を始めとする各種行事を実施するとともに、地方公共団体等に対しても関連行事の実施を呼び掛

け、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図りました。

環境保全・地域環境保全及び地域環境美化に関し特に顕著な功績のあった人・団体に対し、その功績をたたえるため、環境保全功労者等表彰を行いました。

地域の問題から地球環境問題まで幅広い環境問題について、大臣と国民との直接対話を実施しました。

環境省ホームページにおいて、環境行政に関する意見・要望を広く受け付けました。

## 第5節 地域における環境保全の推進

### 1 地域における環境保全の現状

#### (1) 地方環境事務所における取組

地方環境事務所においては、地域の行政・専門家・住民等と協働しながら、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化対策、国立公園の保護・管理、外来生物対策など、地域の実情に応じた環境施策を展開しました。

#### (2) 地域における環境保全施策の計画的・総合的推進

全国の地方公共団体の環境関連情報を提供するウェブサイト「地域環境行政支援情報システム(知恵の環)」(<http://www.env.go.jp/policy/chie-no-wa/index>.)

html)」の運営を行ったほか、地方公共団体向けに環境省の環境保全施策に関する情報提供を行うメールマガジンの発行を行いました。

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、ビデオ、学校教育用副読本等の啓発資料の作成、地域の環境保全活動に対する相談窓口の設置、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保全実践活動への支援等が行われました。

### (3) 地方公共団体の環境保全施策

平成19年度において、地方公共団体が支出した公

害対策経費（地方公営企業に係るものを含む。）は、2兆7,514億円（都道府県6,521億円、市町村2兆993億円）となっています。これを前年度と比べると、2,025億円（都道府県79億円、市町村1,946億円）、6.9%の減となっています（表6-5-1）。

公害対策経費の内訳を見ると、公害防止事業費が2兆4,096億円（構成比87.6%）、次いで一般経費（人件費等）が1,880億円（同6.8%）等となっています。さらに、公害防止事業費の内訳を見ると、下水道整備事業費が2兆57億円で公害対策経費の72.9%と最も高い比率を占めており、次いで廃棄物処理施設整備事業費が2,915億円（構成比10.6%）となっています。

## 2 循環と共生を基調とした地域づくり

### (1) 持続可能な地域づくりに関する取組

集約型・低炭素型の都市の構築など、環境負荷の小さいまちづくりの実現に向け、公共交通の利用促進や風の通り道等の自然資本の活用など、面的な対策を推進するためのモデル事業を25地域において実施しました。また、地域における環境保全などの社会的な事業（環境コミュニティ・ビジネス）を促進するため、コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した地域連携のあり方を実証するモデル事業を5地域において実施しました。さらに、地域発での環境と経済の好循環の創出を図るモデル事業の26地域において、支援又は評価を実施しました。

地球環境問題から廃棄物・リサイクル対策まで多岐にわたる地域の課題を視野に入れ、住民、企業等との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域を対象に、環境大臣による「循環・共生・参加まちづくり表彰」を行っています。平成20年度は、地方公共団体3団体、民間団体7団体を表彰しました。

特別な助成を行う先導型再開発緊急促進事業によって、省エネルギー化等を図った施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。また、「環境共生住宅市街地モデル事業」によって、環境への負荷を低減するモデル性の高い住宅市街地の整備に対し支援を行いました。

### (2) 景観を保全・創造する地域づくりに対する取組

河川と一体になったまちなみ景観の保全・創造のために、美しい水辺空間を創出する「マイタウン・マイリバー整備事業」、「ふるさとの川整備事業」等を各地域において推進しました。

豊かな歴史的環境の確保・保全のため、地方公共団体が行う史跡等の公有化や整備・活用などの事業に対して補助を行いました。また、地域における生活・生業や当該地域の風土によって形成された文化的景観を保護し活用するため、重要文化的景観の選定や文化的景観に係る調査・普及啓発などの事業に対して補助を

表6-5-1 地方公共団体公害対策決算状況(平成19年度)

(単位：億円、%)

| 区 分           | 平成19年度決算額 |       |        |       |        |       | 平成18年度決算額 |       |        |       |        |       | 増減<br>(A)-(B) | 伸び率<br>(A)/(B) |
|---------------|-----------|-------|--------|-------|--------|-------|-----------|-------|--------|-------|--------|-------|---------------|----------------|
|               | 都道府県      |       | 市町村    |       | 計(A)   |       | 都道府県      |       | 市町村    |       | 計(B)   |       |               |                |
|               | 構成比       | 構成比   | 構成比    | 構成比   | 構成比    | 構成比   | 構成比       | 構成比   | 構成比    | 構成比   | 構成比    |       |               |                |
| 1 一般経費        | 948       | 14.5  | 932    | 4.4   | 1,880  | 6.8   | 933       | 14.1  | 930    | 4.1   | 1,863  | 6.3   | 17            | 0.9            |
| 2 公害規制及び調査研究費 | 201       | 3.1   | 187    | 0.9   | 388    | 1.4   | 206       | 3.1   | 196    | 0.9   | 402    | 1.4   | ▲14           | ▲3.5           |
| 3 公害防止事業費     | 5,026     | 77.1  | 19,071 | 90.8  | 24,096 | 87.6  | 5,085     | 77.0  | 20,962 | 91.4  | 26,046 | 88.2  | ▲1,950        | ▲7.5           |
| (主な内訳) 下水道整備  | 3,949     | 60.6  | 16,108 | 76.7  | 20,057 | 72.9  | 4,014     | 60.8  | 17,544 | 76.5  | 21,559 | 73.0  | ▲1,502        | ▲7.0           |
| 廃棄物処理施設整備     | 429       | 6.6   | 2,486  | 11.8  | 2,915  | 10.6  | 364       | 5.5   | 2,965  | 12.9  | 3,330  | 11.3  | ▲415          | ▲12.5          |
| 4 公害健康被害補償経費  | 69        | 1.1   | 581    | 2.8   | 650    | 2.4   | 66        | 1.0   | 601    | 2.6   | 667    | 2.3   | ▲17           | ▲2.6           |
| 5 その他         | 276       | 4.2   | 223    | 1.1   | 499    | 1.8   | 310       | 4.7   | 250    | 1.1   | 560    | 1.9   | ▲61           | ▲10.9          |
| 合 計           | 6,521     | 100.0 | 20,993 | 100.0 | 27,514 | 100.0 | 6,600     | 100.0 | 22,939 | 100.0 | 29,539 | 100.0 | ▲2,025        | ▲6.9           |

注1：都道府県と市町村間における補助金、負担金等の重複は控除している。

注2：端数処理の関係で合計数値が合わないことがある。



行いました。

市町村が行う伝統的建造物群保存対策調査及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の保存修理、伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の修景、防災施設等の設置、土地の買上などの事業に対して補助を行いました。また、古都における歴史的風土

の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）に基づき指定された歴史的風土保存区域において、特に重要な部分を構成している地域については、歴史的風土特別保存地区の指定や地方公共団体による土地の買入れ等を推進しました。

### 3 公害防止計画

平成20年度に計画策定及び計画変更を行う富士地域等14地域について、20年10月に環境大臣が各関係知事に対して計画の策定及び変更を指示しました。環境大臣が示す基本方針に基づき、関係知事は、各地域の**公害防止計画**を作成し、環境大臣によって21年3月に同意されました。

地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業については、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づいて、国の負担又は補助の割合のかさ上げ等、国が財政上の特別措置を講じています。

## 第6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策

### 1 健康被害の救済及び予防

#### (1) 公害健康被害の補償・予防等

##### ア 大気汚染系疾病

##### (ア) 既被認定者に対する補償給付等

**公害健康被害の補償等に関する法律**（昭和48年法律第111号。以下「**公健法**」という。）に基づき、従来どおり被認定者に対し、①認定の更新、②補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当並びに葬祭料）、③公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業）等を実施しました。平成20年12月末現在の被認定者数は44,667人です。なお、昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定が解除されたため、新たな患者の認定は行われていません（表6-6-1）。

##### (イ) 公害健康被害予防事業の実施

(独) 環境再生保全機構により、以下の**公害健康被害予防事業**が実施されました。

① 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、ぜん息児水泳記録会、大気汚染防止推進月間等のキャンペーン、ぜん息等の予防、回復等のためのパ

ンフレットの作成、ぜん息の専門医による電話相談事業等を行うとともに、公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。

② 地方公共団体等に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜん息等に関する健康相談、乳幼児を対象とする健康診査、ぜん息キャンプ、水泳教室等の機能訓練、最新規制適合車の導入等を推進しました。

##### イ 水俣病

##### (ア) 水俣病被害の救済

##### a 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において昭和31年5月に、新潟県阿賀野川流域において40年5月に発見されたものであり、四肢末梢の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症状とする中枢神経系疾患です。それぞれチッソ（株）、昭和電工（株）の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった中毒性中枢神経系疾患であることが昭和43年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、現在、公健法に基づき行われており、平成21年3月末までの被認定者は、2,962人（熊本県1,778人、鹿児島県491人、新潟県693人）で、このうち生存者は、820人（熊本県426人、鹿児島県169人、新潟県225人）となっています。

表6-6-1 公害健康被害の補償等に関する法律の被認定者数等

(平成20年12月末現在)

| 区 分  | 地 域     |           | 実施主体      | 指定年月日       | 現存被認定者数     |        |
|--|---------|-----------|-----------|-------------|-------------|--------|
| 旧第一種地域<br>慢性気管支炎<br>気管支ぜん息<br>ぜん息性気管支炎<br>及び<br>肺気しゅ並びにこ<br>れらの続発症<br><br>非特異的疾患 | 千葉県     | 南部臨海 地域   | 千葉県       | 昭和49年11月30日 | 329         |        |
|  | 東京都     | 千代田区 全域   | 千代田区      | 昭和49年11月30日 | 140         |        |
|  | 〃       | 中央区 〃     | 中央区       | 昭和50年12月19日 | 229         |        |
|  | 〃       | 港区 〃      | 港区        | 昭和49年11月30日 | 408         |        |
|  | 〃       | 新宿区 〃     | 新宿区       | 〃           | 1,123       |        |
|  | 〃       | 文京区 〃     | 文京区       | 〃           | 477         |        |
|  | 〃       | 台東区 〃     | 台東区       | 昭和50年12月19日 | 464         |        |
|  | 〃       | 品川区 〃     | 品川区       | 昭和49年11月30日 | 893         |        |
|  | 〃       | 大田区 〃     | 大田区       | 〃           | 1,957       |        |
|  | 〃       | 目黒区 〃     | 目黒区       | 昭和50年12月19日 | 536         |        |
|  | 〃       | 渋谷区 〃     | 渋谷区       | 昭和49年11月30日 | 553         |        |
|  | 〃       | 豊島区 〃     | 豊島区       | 昭和50年12月19日 | 668         |        |
|  | 〃       | 北区 〃      | 北区        | 〃           | 1,083       |        |
|  | 〃       | 板橋区 〃     | 板橋区       | 〃           | 1,671       |        |
|  | 〃       | 墨田区 〃     | 墨田区       | 〃           | 637         |        |
|  | 〃       | 江東区 〃     | 江東区       | 昭和49年11月30日 | 1,458       |        |
|  | 〃       | 荒川区 〃     | 荒川区       | 昭和50年12月19日 | 775         |        |
|  | 〃       | 足立区 〃     | 足立区       | 〃           | 1,738       |        |
|  | 〃       | 葛飾区 〃     | 葛飾区       | 〃           | 1,129       |        |
|  | 〃       | 江戸川区 〃    | 江戸川区      | 〃           | 1,649       |        |
|  | 東京都計    |           |           |             |             | 17,588 |
|  |         | 横浜市       | 鶴見臨海地域    | 横浜市         | 昭和47年2月1日   | 510    |
|  |         | 川崎市       | 川崎市・幸区    | 川崎市         | 昭和44年12月27日 | 1,757  |
|  |         | 富士市       | 中部地域      | 富士市         | 昭和47年2月1日   | 454    |
|  |         | 名古屋市      | 中南部地域     | 名古屋市        | 昭和49年11月30日 |        |
|  |         |           |           |             | 昭和47年2月1日   |        |
|  |         |           |           |             | 昭和52年1月13日  |        |
|  |         |           |           |             | 昭和48年2月1日   | 2,384  |
|  |         |           |           |             | 昭和50年12月19日 |        |
|  |         |           |           |             | 昭和53年6月2日   |        |
|  |         | 東海市       | 北部・中部地域   | 愛知県         | 昭和48年2月1日   | 406    |
|  |         | 四日市市      | 臨海地域・楠町全域 | 四日市市        | 昭和44年12月27日 | 478    |
|  |         |           |           |             | 昭和49年11月30日 | *      |
|  | 大阪市     | 全 域       | 大阪市       | 昭和44年12月27日 | 7,916       |        |
|  |         |           |           | 昭和49年11月30日 |             |        |
|  |         |           |           | 昭和50年12月19日 |             |        |
|  | 豊中市     | 南部地域      | 豊中市       | 昭和48年2月1日   | 230         |        |
|  | 吹田市     | 南部地域      | 吹田市       | 昭和49年11月30日 | 232         |        |
|  | 守口市     | 全 域       | 守口市       | 昭和52年1月13日  | 1,307       |        |
|  | 東大阪市    | 中西部地域     | 東大阪市      | 昭和53年6月2日   | 1,461       |        |
|  | 八尾市     | 中西部地域     | 八尾市       | 〃           | 865         |        |
|  | 堺市      | 西部地域      | 堺市        | 昭和48年8月1日   | 1,926       |        |
|  |         |           |           | 昭和52年1月13日  |             |        |
|  | 神戸市     | 臨海地域      | 神戸市       | 〃           | 925         |        |
|  | 尼崎市     | 東部・南部地域   | 尼崎市       | 昭和45年12月1日  | 2,310       |        |
|  |         |           |           | 昭和49年11月30日 |             |        |
|  | 倉敷市     | 水島地域      | 倉敷市       | 昭和50年12月19日 | 1,467       |        |
|  | 玉野市     | 南部臨海地域    | 岡山県       | 〃           | 43          |        |
|  | 備前市     | 片上湾周辺地域   | 〃         | 〃           | 58          |        |
|  | 北九州市    | 洞海湾沿岸地域   | 北九州市      | 昭和48年2月1日   | 992         |        |
|  | 大牟田市    | 中部地域      | 大牟田市      | 昭和48年8月1日   | 1,029       |        |
| 計  |         |           |           |             | 44,667      |        |
| 第二種地域特異的疾患   | 水俣病     | 阿賀野川 下流地域 | 新潟県       | 昭和44年12月27日 | 93          |        |
|  | 〃       | 〃         | 新潟市       | 〃           | 135         |        |
|  | 〃       | 水俣湾 沿岸地域  | 鹿児島県      | 〃           | 169         |        |
|  | 〃       | 〃         | 熊本県       | 〃           | 434         |        |
|  | イタイイタイ病 | 神通川 下流地域  | 富山県       | 〃           | 6           |        |
|  | 慢性砒素中毒症 | 島根県 笹ヶ谷地区 | 島根県       | 昭和49年7月4日   | 3           |        |
|  | 〃       | 宮崎県 土呂久地区 | 宮崎県       | 昭和48年2月1日   | 48          |        |
| 計  |         |           |           |             | 888         |        |
| 合 計  |         |           |           |             | 45,555      |        |

注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。  
\*楠町は、平成17年2月、四日市市に合併。四日市市の16年度以降の被認定者数は楠町を含む。

表6-6-2 水俣病関連年表

|           |   |
|-----------|---|
| 昭和31年 5月  | 水俣病公式確認   |
| 昭和34年 3月  | 水質二法施行  |
| 昭和40年 5月  | 新潟水俣病公式確認   |
| 昭和42年 6月  | 新潟水俣病第一次訴訟提訴（46年9月原告勝訴判決（確定））                             |
| 昭和43年 9月  | 厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ（株）及び昭和電工（株）の排水中のメチル水銀であるとの政府統一見解を発表 |
| 昭和44年 6月  | 熊本水俣病第一次訴訟提訴（48年3月原告勝訴判決（確定））                             |
| 昭和44年 12月 | 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（救済法）」施行                            |
| 昭和48年 7月  | チッソ（株）と患者団体との間で補償協定締結（昭和電工（株）と患者団体の間は同年6月）                |
| 昭和49年 9月  | 「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」施行                                 |
| 平成3年 11月  | 中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申                            |
| 平成7年 9月   | 与党三党「水俣病問題の解決について」（最終解決策）決定                               |
| 12月       | 「水俣病対策について」閣議了解   |
| 平成8年 5月   | 係争中であった計10件の訴訟が取り下げ（関西訴訟のみ継続）                             |
| 平成16年 10月 | 水俣病関西訴訟原告勝訴判決（国・熊本県の敗訴が確定）                                |
| 平成17年 4月  | 環境省「今後の水俣病対策について」発表                                       |
| 5月        | 新潟水俣病公式確認40年  |
| 平成18年 5月  | 水俣病公式確認50年  |

資料：環境省

## b 平成7年の政治解決

公健法及び平成4年から開始した水俣病総合対策事業（水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等を支給する医療事業等）による対応が行われる一方で、公健法の認定を棄却された者による訴訟の多発などの水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、平成7年9月当時の与党三党（自由民主党、日本社会党及び新党さきがけ）により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。同年12月までに、被害者団体と企業（チッソ（株）及び昭和電工（株））はこの解決策を受入れ、当事者間で解決のための合意が成立しました。

また、この関係当事者間の合意を踏まえ、平成7年12月に「水俣病対策について」が閣議了解され、国及び関係県は、この閣議了解に基づき医療事業の申請受付の再開（受付期間 平成8年1月～同年7月）等の施策を実施しました。なお、医療事業において、医療手帳（療養手帳を名称変更）の交付の対象とならなかった者であっても一定の神経症状を有する者に対して、保健手帳を交付し、医療費等を支給することになりました。

国及び関係県のこのような施策が実行に移されたことを受けて、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、平成8年2月及び5月に原告が訴えを取り下げました。関西訴訟については、16年10月に、最高裁判決が出され、国及び熊本県には、昭和35年1月以降、水質二法・県漁業調整規則の規制権限を行使せず、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高裁判決が是認されました（表6-6-2）。

## (イ) 水俣病対策をめぐる現状

## a 今後の水俣病対策について

平成18年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、7年の政治解決や関西訴訟最高裁判決も踏まえ、17年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行っています（図6-6-1）。

① 医療事業について、高齢化の進展等を踏まえ、拡充を図りました。また、保健手帳については、交付申請の受付を平成17年10月に再開しました。

② 平成18年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者を始めとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策に取り組んでいます。

## b 認定申請等の増加

平成16年の関西訴訟最高裁判決後、21年3月末現在で6,393人（保健手帳の交付による取り下げ等を除く。）の公健法の認定申請が行われ、また、21,190人に新たに保健手帳が交付されています。

このような新たな救済を求める者の増加を受け、与党（自由民主党及び公明党）に設置された水俣病問題に関するプロジェクトチームにおける検討を踏まえ、21年3月には、水俣病被害者の早期救済を図るための法案が提出されています。国においても、与党のプロジェクトチームと連携して、関係地方公共団体とも協力しながら取組を進めています。

## c 普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

図6-6-1 水俣病被害対策の概要



## ウ イタイイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイイタイ病は、昭和30年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、43年5月、厚生省が、「イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を發表しました。44年12月、神通川流域が救済法の施行とともに指定地域として指定され、49年9月には、救済法を引き継いだ公健法により第二種地域に指定されました。平成20年12月末現在の公健法の被認定者数は6人（認定された者の総数195人）です。また、富山県は指定地域における要観察者1人（20年12月末現在）について経過を観察しています。

## エ 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、平成20年12月末現在の公健法の被認定者数は、土呂久地区で48人（認定された者の総数173人）、笹ヶ谷地区で3人（認定された者の総数21人）となっています。

## (2) アスベスト（石綿）健康被害の救済

石綿を原因とする中皮腫及び肺がんは、①ばく露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿

そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、②予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、③現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非は無いにもかかわらず、何の補償も受けられないままにお亡くなりになる方がいることなどの特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が平成18年3月に施行されました。

施行後2年余りが経過し、概ね順調に施行されてきましたが、一方で、中皮腫の診断の困難さにより、発症後相当期間経ってからの申請例や生前に申請できない例が存在するなど、制定当時には想定していなかった課題が明らかとなり、また、特別遺族弔慰金等の請求期限も迫るなど救済の観点から対応が必要と考えられるようになりました。与党アスベスト対策プロジェクトチームの取りまとめた与党案及び民主党案の提出、その後の修正協議による一本化を経て、平成20年6月5日参院本会議で可決、成立した改正法は、同月18日に公布され、同年12月1日に施行されました。法改正の概要は図6-6-2のとおりです。救済給付に係る申請等については、20年度末時点で7,424件を受け付け、うち4,552件が認定、987件が不認定とされています。

## (3) 環境保健に関する調査研究

## ア 環境保健施策基礎調査等

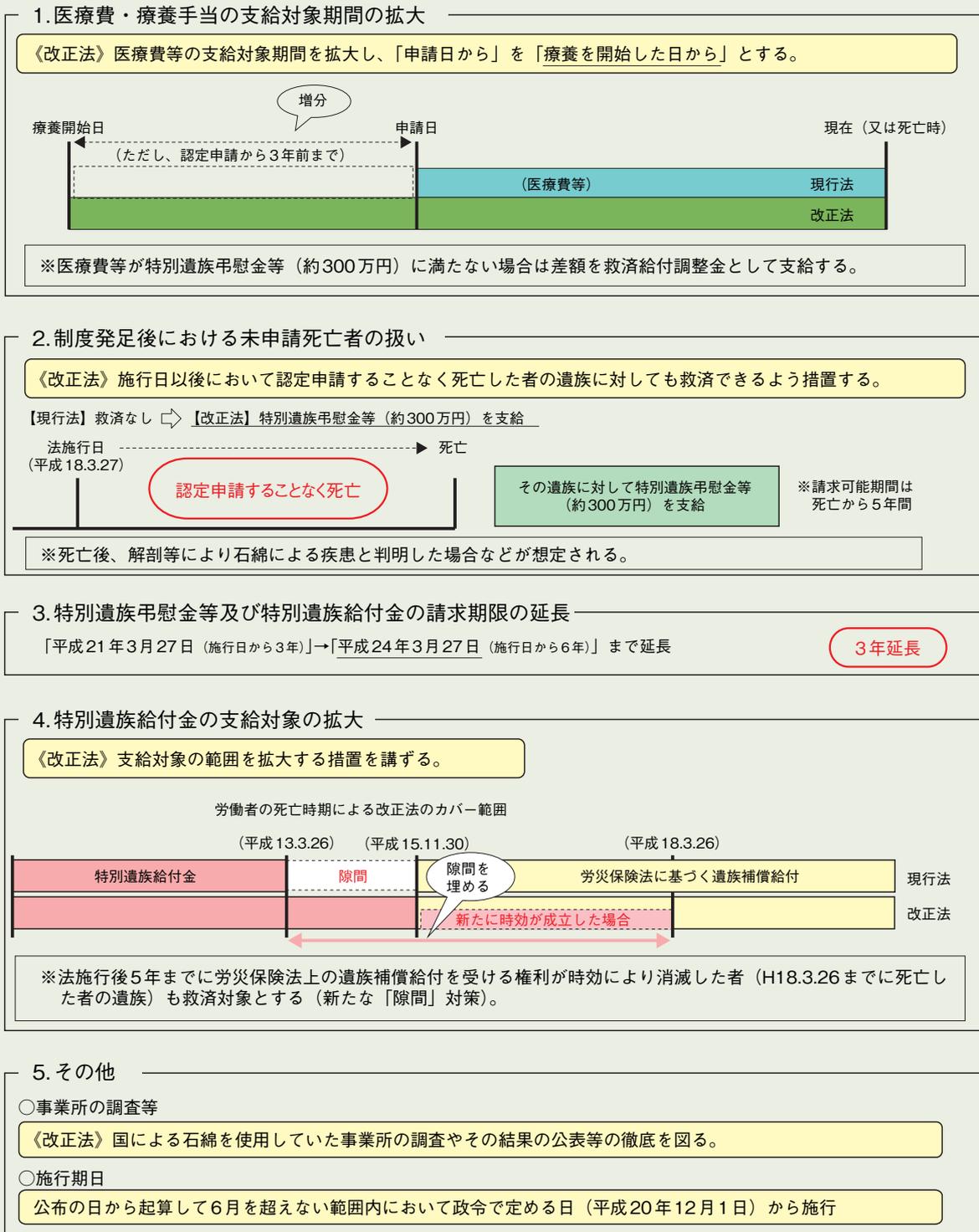
## (ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

引き続き、全国38地域で3歳児及び6歳児を対象とした環境保健サーベイランス調査を実施しました。また、平成18年度調査分のデータ解析を行い、取りまとめた結果を20年4月に公表しました。本調査結果によると、ぜん息の有症率の変化と大気汚染物質の濃度の変化に関連性は認められませんでした。

幹線道路沿道の局地的な大気汚染と呼吸器疾患との関連を調べるため、局地的な大気汚染と健康影響に関する大規模な疫学調査「そら（SORA）プロジェクト」として、既に実施している学童コホート調査、幼児症例対照調査に加え、成人を対象とした疫学調査を実施しました。

その他、(独)環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

図6-6-2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の概要



(イ) 新たな環境要因による健康影響に関する調査研究

花粉症対策には、発生源対策、花粉飛散量予測・観測、発症の原因究明、予防及び治療の総合的な推進が不可欠なことから、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。スギ・ヒノキ科花粉総飛散量予測及び花粉終息予測等の公表並びに花粉症と環境因子に関する調査研究を実施しました。また、これまでの調査研究

の成果等を取りまとめ、花粉症のメカニズムや対策、保健指導の在り方等を盛り込んだ環境保健マニュアルを作成し、その普及に努めました。さらに、「花粉観測システム (愛称: はなこさん)」では、全国的に設置した花粉自動測定機による花粉の飛散状況を環境省ホームページ上にリアルタイムで公開しています (<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/index.html>)。

電磁環境の健康影響については、引き続き国際機関

における動向等情報収集に努めました。また、高温熱環境等の健康影響に関しては「熱中症環境保健マニュアル」及び「紫外線環境保健マニュアル」を作成し、その普及に努めました。

### (ウ) その他

公健法の被認定者の高齢化に伴い生ずる、認定疾病に起因する療養生活上の問題に対応するため、生活機能向上のためのプログラムの開発のための調査研究を行いました。

#### イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀の毒性メカニズム、低濃度メチル水銀へのばく露による健康影響等、いまだ十分に解明されていない課題に対応するため、基礎的研究及び応用的研究の推進、情報収集・整理等により、水俣病やメチル水銀に関する最新の知見の収集に努めました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査などを引き続き実施し、その究明に努めました。

#### ウ 石綿による健康被害に関する調査

石綿を取り扱っていた事業場周辺においては一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があるため、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地域、兵庫県尼崎市、奈良県及び佐賀県鳥栖市の6地域において、健康リスク調査として、住民を対象とした胸部エックス線及びCT検査を実施し、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を行いました。また、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく被認定者に関する医学的所見やばく露状況の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。

## 2 公害紛争処理等

### (1) 公害紛争の処理状況

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専断的に行うほか、重大事件（水俣病やイタイイタイ病のような事件）や広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）などについて、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

#### ア 公害等調整委員会に係属した事件

平成20年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は10件で、これらに前年から繰り越された13件を加えた計23件（調停事件2件、責任裁定事件14件、原因裁定事件5件、義務履行勧告事件2件）が20年中に係属しました。その内訳は、表6-6-3のとおりです。このうち20年中に終結した事件は4件で、残り19件が21年に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件」があります。この事件は、電鉄会社である申請人が購入した土地に見つかった土壌汚染は、被申請人（川崎市）が本件土地に搬入した焼却灰及び耐久消費材が原因であるなどと主

張して、被申請人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、土壌汚染対策工事費等の損害金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたもので、公害等調整委員会は、申請人の主張を一部認容する裁定を行いました。

#### イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

平成20年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は34件で、これに前年から繰り越された43件を加えた計77件（調停事件75件、義務履行勧告申出事件2件）が20年中に係属しました。このうち20年中に終結した事件は33件で、残り44件が21年に繰り越されました。

#### ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、裁判所や弁護士会、法テラスに情報提供を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めました。

### (2) 公害苦情の処理状況

#### ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係

行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

### イ 公害苦情の受付状況

平成19年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は91,770件で、前年度に比べ5,943件減少しました（対前年度比6.1%減）。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は64,529件で、前年度に比べ2,886件減少しました（対前年度比4.3%減）。

一方、廃棄物投棄など典型7公害以外の苦情件数は27,241件で、前年度に比べて3,057件減少しました（対前年度比10.1%減）。種類別に見ると、廃棄物投棄が13,511件（典型7公害以外の苦情件数の49.6%）で、前年度に比べて1,553件減少（対前年度比10.3%減）、その他（日照不足、通風妨害、夜間照明など）が13,730件で、前年度に比べて1,504件減少しました（対前年度比9.9%減）。

### ウ 公害苦情の処理状況

平成19年度の典型7公害の苦情処理件数のうち、41,565件（70.1%）が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

### エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導などを行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談研究会及び公害苦情相談員等ブロック会議を開催しました。

## 3 環境犯罪対策

### (1) 環境犯罪対策の推進

環境犯罪について、特に産業廃棄物の不法投棄事犯等を重点対象として、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを推進しました。平成20年中に検挙した環境犯罪の検挙件数は7,386件（19年中は7,435件）で、過去5年間における環境犯罪の法令別検挙件数の推移は、表6-6-4のとおりです。

表6-6-3 平成20年中に公害等調整委員会に係属した事件

|            |  |    |
|------------|--|----|
| 調停事件       | ① 伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件                   | 1件 |
|            | ② 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件                 | 1件 |
| 責任裁定事件     | ① 川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件                    | 1件 |
|            | ② 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件                  | 2件 |
|            | ③ 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件                   | 1件 |
|            | ④ 羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件                    | 1件 |
|            | ⑤ 久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件                   | 1件 |
|            | ⑥ 八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件                    | 2件 |
|            | ⑦ 港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件                     | 1件 |
|            | ⑧ 高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件             | 1件 |
|            | ⑨ さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件                 | 1件 |
|            | ⑩ 東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件                 | 1件 |
|            | ⑪ 足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件                      | 1件 |
|            | ⑫ 横須賀市におけるビル解体工事騒音被害等責任裁定申請事件                | 1件 |
| 原因裁定事件     | ① 茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件              | 1件 |
|            | ② 和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件             | 1件 |
|            | ③ 筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件          | 1件 |
|            | ④ 東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件                | 1件 |
|            | ⑤ 札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件                   | 1件 |
| 義務履行勧告申出事件 | ① 伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 | 1件 |
|            | ② 飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件      | 1件 |

### (2) 廃棄物事犯の取締り

平成20年中に廃棄物処理法違反で検挙された6,687件（19年中は6,709件）の態様別検挙件数は、表6-6-5のとおりです。このうち不法投棄事犯が57.8%（19年中は60.4%）、また、産業廃棄物事犯が23.5%（19年中は23.7%）を占めています。

(3) 水質汚濁事犯の取締り

平成20年中の水質汚濁防止法違反に係る水質汚濁事犯の検挙件数は5件（19年中は10件）でした。

(4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

平成20年中における罪名別環境関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表6-6-6のとおりです。受

理人員は、廃棄物処理法違反の8,431人が最も多く、全体の約86.6%を占め、次いで、鳥獣保護法違反（632人）となっています。処理人員は、起訴人員が5,994人、不起訴人員が3,494人となっており、起訴率は約63.2%となっています。起訴人員のうち公判請求された者は583人、略式命令請求された者は5,411人となっています。最近5年間に検察庁で取り扱った環境関係法令違反事件の受理・処理人員の推移は、表6-6-7のとおりです。20年中の通常受理人員は9,739人で、前年より79人増加しています。

表6-6-4 環境犯罪の法令別検挙件数の推移（平成16年～平成20年）

(単位：件)

| 区分      | 年次 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数      |    | 4,377 | 5,541 | 6,715 | 7,435 | 7,386 |
| 廃棄物処理法  |    | 3,989 | 5,039 | 5,918 | 6,709 | 6,686 |
| 水質汚濁防止法 |    | 1     | 6     | 5     | 10    | 5     |
| その他(注1) |    | 387   | 496   | 792   | 716   | 695   |

注1：その他は、種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法等である。

資料：警察庁

表6-6-5 廃棄物処理法違反の態様別検挙件数（平成20年）

(単位：件)

| 区分    | 態様    | 不法投棄  | 委託違反(注1) | 無許可処理業(注2) | その他   | 計     |
|-------|-------|-------|----------|------------|-------|-------|
| 総数    |       | 3,862 | 108      | 70         | 2,647 | 6,687 |
| 産業廃棄物 |       | 501   | 94       | 48         | 930   | 1,573 |
|       | 一般廃棄物 | 3,361 | 14       | 22         | 1,717 | 5,114 |

注1：委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。

注2：廃棄物の無許可収集運搬業、同処分業及び同処理施設設置を示す。

資料：警察庁

表6-6-6 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員（平成20年）

| 罪名                   | 受理    | 処理    |       |       | 起訴率(%) |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
|                      |       | 起訴    | 不起訴   | 計     |        |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律     | 8,431 | 5,368 | 2,827 | 8,195 | 65.5   |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律  | 632   | 391   | 241   | 632   | 61.9   |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 438   | 131   | 301   | 432   | 30.3   |
| 動物の愛護及び管理に関する法律      | 65    | 28    | 43    | 71    | 39.4   |
| 軽犯罪法（1条14号、27号）      | 28    | 6     | 20    | 26    | 23.0   |
| 水質汚濁防止法              | 23    | 13    | 13    | 26    | 50.0   |
| その他                  | 122   | 57    | 49    | 106   | 53.8   |
| 合計                   | 9,739 | 5,994 | 3,494 | 9,488 | 63.2   |

注：起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員)×100による。

資料：法務省

表6-6-7 環境関係法令違反事件通常受理・処理人員の推移

| 年次    | 通常受理        | 処理    |       |       | 起訴率(%) |
|-------|-------------|-------|-------|-------|--------|
|       |             | 起訴    | 不起訴   | 計     |        |
| 平成16年 | 6,024 (100) | 4,058 | 1,843 | 5,901 | 68.8   |
| 平成17年 | 7,223 (120) | 4,794 | 2,259 | 7,053 | 68.0   |
| 平成18年 | 8,434 (140) | 5,528 | 2,582 | 8,110 | 68.2   |
| 平成19年 | 9,660 (160) | 6,158 | 3,109 | 9,267 | 66.5   |
| 平成20年 | 9,739 (162) | 5,994 | 3,494 | 9,488 | 63.2   |

注1：( )内は、平成16年を100とした指数である。

注2：起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員)×100による。

資料：法務省



## 第7節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進

### 1 環境教育・環境学習の推進

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）及び同法に基づく基本方針に基づき、人材認定等事業の登録を行い、登録した事業についてインターネットによる情報提供を行うとともに「21世紀環境教育プラン～いつでも（Anytime）、どこでも（Anywhere）、誰でも（Anyone）環境教育AAAプラン～」として、関係府省が連携して、家庭、学校、地域、企業等における生

涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供することが重要であり、表6-7-1を始めとした環境教育・環境学習に関する各種施策を実施しました。

また、韓国のソウルにおいて開催された第9回日中韓環境教育ワークショップ・シンポジウムに参加し、「三カ国間の環境教育に関する交流を活性化する方法」及び「高等教育における若手環境教育リーダー」をテーマに意見交換を行いました。

### 2 環境保全活動の促進

#### (1) 民間団体等による環境保全活動の促進

##### ア 市民、事業者、民間団体による環境保全活動の支援

事業者や市民が行う環境保全活動に対して助言・指導を行う環境カウンセラーを平成20年度までに4,528名登録し、インターネット上で公開しました。また、地域環境保全基金等による地方公共団体の環境保全活動促進施策を支援するため、関連する情報の収集、提供等を行いました。

地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催など民間団体による活動を振興するための事業を行いました。このうち、20年度の助成については、550件の助成要望に対し、205件、総額約7.2億円の助成決定が行われました（表6-7-2）。

さらに、森林ボランティアを始めとした企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業及び緑の募金を活用した活動を推進しました。

##### イ 各主体のパートナーシップによる取組の促進

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学との共同事業により開設している「地球環境パートナーシッププラザ」において、パートナーシップへの理解と認識を深めるための行政職員等を対象としたワークショップやセミナー、市民

や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会などを開催しました。また、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック（7か所）に設置しています。

また、NGO/NPOや企業からの優れた政策提言を環境政策に反映することを目的に環境政策提言を募集し、発表の場として「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」を開催するとともに、実現可能性のある提案を対象として調査を実施しました。

#### (2) ライフスタイルの変革に向けた取組

環境と調和した国民生活の促進のため、省資源・省エネルギーに関し、各種の普及啓発活動等を実施しました。また、マイバッグを持参する、過剰包装を避ける、詰め替え商品を選ぶなど日常の買い物におけるごみの減量化や省資源化を進めるため、平成19年10月に消費者に対して環境にやさしい買い物の実践を呼び掛けるキャンペーンを、全国のコンビニエンスストア、スーパー、生活協同組合、百貨店、商店街等の協力を得ながら都道府県等と共同で実施しました。

また、エコドライブの普及推進については、エコドライブ普及連絡会において平成18年6月に策定した「エコドライブ普及・推進アクションプラン」に基づき、11月の「エコドライブ推進月間」を中心に、「エコロード・キャンペーン」や地方公共団体との連携等を通じて「エコドライブ10のすすめ」の普及啓発を実施しました。

表6-7-1 環境教育・環境学習に関する施策の例

|          | 施策名                                  | 実施省                                     | 概要  |
|----------|--------------------------------------|---|---|
| 人材の育成    | 水俣病経験の普及啓発セミナー                       | 環境省                                     | 小・中・高等学校の先生、環境・教育を学ぶ学生等を中心に、NPOや環境に興味のある一般市民を対象とする水俣病経験の普及啓発セミナーを実施。  |
|          | 持続可能な開発のための教育(ESD)を担うアジア高等教育機関人材育成事業 | 環境省                                     | 平成19年度に策定した「アジア環境人材育成ビジョン」に基づき、アジアの環境人材を育成するため、産官学民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとして「環境人材育成コンソーシアム準備会」の立ち上げ、大学で活用できる教育プログラムの開発・普及事業等を行った。 |
|          | エコインターンシッププログラム                      | 環境省                                     | 大学(院)生に企業の環境管理に関する業務を体験してもらうために、企業の環境管理部門に派遣するとともに、その成果を広く社会に発信。  |
|          | 森林環境教育活動の条件整備促進対策事業                  | 農林水産省                                   | 企画・調整力を有する質の高い人材育成のための研修、活動や施設等の評価基準の策定、学校林の整備・活用を行うモデル学校林の設定等を実施。  |
| プログラムの整備 | 発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究        | 環境省                                     | 学校での環境教育を推進するため、発達段階に応じた環境教育のねらいを策定するとともに、環境分野・領域別の具体的な学習内容についての調査等を行う。   |
|          | こども環境白書                              | 環境省                                     | 環境保全に関する意識の啓発を図るため、環境白書の小中学生向け簡易版を作成し、環境教育教材として主に教育委員会を通じて参考配布するとともに、インターネットで公開。  |
| 情報提供     | 大気環境保全に関する普及啓発事業                     | 環境省                                     | 市民参加による酸性雨の簡易測定の実施、「大気汚染防止と推進月間」における各種キャンペーン、全国星空継続観察、音環境モデル都市事業等の大気環境保全に関する普及啓発の実施。  |
|          | 青少年体験活動総合プラン                         | 文部科学省<br>農林水産省<br>国土交通省<br>環境省<br>経済産業省 | 小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、関係省庁の連携による地域ネットワーク型の体験活動等、体験活動の機会や場を開拓する取組を推進。   |
| 場や機会の拡大  | 「五感で学ぼう!」子ども体験プロジェクト                 | 文部科学省<br>農林水産省<br>国土交通省<br>環境省          | 関係省庁と連携し、農山漁村での自然体験や国立公園内での自然保護官の業務体験といった五感で学ぶ原体験を通じて、人としての豊かな成長など次世代を担う子どもたちの育成を図るとともに、自然と人の共生や生物多様性保全について子ども達を始め関係者の理解を深める。         |
|          | エコスクールパイロット・モデル事業                    | 文部科学省<br>経済産業省<br>農林水産省<br>環境省          | 環境負荷の低減や自然との共生に対応するとともに、環境教育の教材として活用できる学校施設の整備普及・啓発を目的として、関係省庁と連携し太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進。(平成20年度:104校認定)          |
|          | 自然再生事業対象地の環境学習への活用                   | 農林水産省<br>国土交通省<br>環境省                   | 自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力を努める。   |
|          | 自然大好きクラブ                             | 環境省                                     | 様々な自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報について、インターネット等を通じて幅広く提供。  |
|          | 遊々の森                                 | 農林水産省                                   | 国有林野を学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定・活用を推進。   |
|          | 自然とのふれあいの推進                          | 環境省                                     | 「自然とふれあうみどりの日の集い」(4月)や「全国自然歩道を歩こう月間」(10月)、「平成20年度自然公園ふれあい全国大会」(8月)など、自然とふれあう様々な行事を全国各地で実施。  |
|          | 国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業              | 環境省                                     | 持続可能な地域づくりに向けたESDの実践を通じて、「地域に根ざしたESD」を実施する際に有用な情報をとりまとめる。また、各ブロックにおけるESD推進のための自治体、学校、NPO等の継続的なネットワークづくりを行う地方ESD推進フォーラムを立ち上げる。         |
|          | 21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト                 | 環境省                                     | 文部科学省、厚生労働省が推進する「放課後子どもプラン」と連携し、放課後に子ども達が集う教室等に導入可能な環境教育プログラムの作成、モデル授業の実施。  |
|          | ふれあいの森                               | 農林水産省                                   | 国有林野を国民による自主的な森林づくり活動の場として利用できる「ふれあいの森」の設定・活用を推進。   |
|          | 学びの森の推進                              | 農林水産省                                   | 子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施。   |
|          | 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業             | 農林水産省                                   | 植樹祭等の緑化行事等の普及啓発や企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動等への支援を実施。  |
|          | 「子どもの水辺」再発見プロジェクト                    | 文部科学省<br>国土交通省<br>環境省                   | 身近に存在する川などの水辺における環境学習・自然体験活動を推進するため、市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となった体制の整備を行うとともに、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等を行っている。                                  |
|          | こどもエコクラブ事業                           | 環境省                                     | 子どもたちの地域における自主的な環境活動・環境学習を支援するため、「こどもエコクラブ」の結成、登録の呼びかけを実施。  |
|          | 学校エコ改修と環境教育事業                        | 環境省                                     | 学校校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施。  |



表6-7-2 平成20年度の助成要望と採択の状況（実績）

| 活動区分                | 助成要望件数<br>(要望総額)   | 採択件数<br>(助成総額)   |
|---------------------|--------------------|------------------|
| イ 国内民間団体の開発途上地域環境保全 | 109件<br>(538百万円)   | 44件<br>(179百万円)  |
| ロ 海外民間団体の開発途上地域環境保全 | 17件<br>(84百万円)     | 8件<br>(26百万円)    |
| ハ 国内民間団体の国内環境保全     | 424件<br>(1,495百万円) | 153件<br>(514百万円) |
| 合計                  | 550件<br>(2,117百万円) | 205件<br>(719百万円) |

注：助成総額は活動区分ごとに百万円単位で四捨五入しているため、助成総額の合計金額と一致しない。  
資料：独立行政法人環境再生保全機構

### 3 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組

「国連持続可能な開発のための教育の10年」（平成17年～26年）の推進のため、平成18年3月に決定した我が国における実施計画に基づき、パンフレット等を通じた普及啓発、地域における実践とその成果の全国への普及を行うとともに、アジアの環境人材を育成

するため、産官学民が連携して環境人材育成を促すプラットフォームとして「環境人材育成コンソーシアム準備会」の立ち上げやアジアの大学院のネットワーク化支援を行いました。

### 4 環境研修の推進

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象に、行政研修、国際研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

平成20年度においては、行政研修14コース（14回）、国際研修5コース（5回）（日中韓三ヵ国合同環境研修の協同実施を含む。）、分析研修17コース（24回）及び職員研修9コース（9回）の合計45コース（52回）を実施しました。また、国際環境協力の一環として、JICA 集団研修「水環境モニタリング」を始め、各種研修員の受入れを行いました。20年度の研修修了者は、1,658名（前年度2,090名（平成20年度は、本館耐震工事に伴い、一部研修コースの休止及び日程の短縮等を実施。））となりました。修了者の研修

区分別数は、行政研修（職員研修含む）が1,222名、国際研修が150名、分析研修が286名でした。その他、JICA 集団研修「水環境モニタリング」の修了者が9名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が22%、地方公共団体が74%、特殊法人等が4%となっています。

国際研修では、「国際環境協力入門研修」「国際環境協力中級研修」「国際環境協力上級研修」及び「海外研修生指導者研修」を、「国際環境協力基本研修」及び「国際環境協力技能応用研修」に再編して実施しました。分析研修では、「特定機器分析研修（LC/MS）」について、年1回を年2回に回数を増やして実施しました。

## 第8節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組

### 1 経済的措置

#### (1) 経済的助成

##### ア 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-8-1のとおりでした。

##### イ 税制上の措置等

平成20年度税制改正において、①バイオエタノール混合ガソリン（エタノール3%混合ガソリン（E3）及びETBE7%混合ガソリン）に係る揮発油税及び地方道路税のうちバイオエタノール分について非課税と

表6-8-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 小規模企業設備資金制度による融資                 | 「小規模企業者設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者に対しての、貸付け、割賦販売・リース。この一環として、公害防止施設に対する融資等。                           |
| 日本政策金融公庫(旧中小企業金融公庫、旧国民生活金融公庫)(※) | 産業公害防止施設等に対する特別貸付。  |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構による融資            | 騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で工場適地に移転する工場の集団化事業等に対する設備資金の融資等。また、相談窓口を設置し、専門員が環境・安全関連の法律等に関する質問や相談に対応。 |
| 日本政策投資銀行による融資                    | 京都議定書目標達成計画促進事業、アスベスト対策事業、公害防止施設、廃棄物対策設備、都市環境整備事業、環境関連技術開発や環境配慮型経営促進事業などに対する融資。                               |
| 農林漁業金融公庫による融資                    | 地域及び経営の実情、環境汚染の実態等に応じた環境保全対策に必要な家畜排せつ物処理施設の設置等に要する資金の融通。  |
| 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資       | 金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)による事業者負担金に対する融資。           |

※平成20年10月、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融業務)は統合し、株式会社日本政策金融公庫になりました。  
資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

する措置の創設、②既存住宅について一定の省エネ改修を行った場合の住宅ローン減税の控除額の特例及び固定資産税の減額措置を創設、③自動車税のグリーン化及び低燃費車等の取得に係る自動車取得税の特例措置について軽減対象を重点化した上で延長、④平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る自動車取得税の軽減措置を創設、⑤公害防止用設備の特別償却制度について対象設備の見直し・延長などの措置を講じました。

## (2) 経済的負担

### ア 基本的考え方

環境への負荷の低減を図るために経済的負担を課す措置については、その具体的措置について判断するため、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、廃棄物の発生抑制などその適用分野に応じ、これを講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響及び諸外国の活用事例等につき、調査・研究を進めました。

平成20年度においては、経済的措置の検討が深められた事例として以下のようなものがあります。

#### (ア) 環境税の検討状況

環境税については、「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)において、「税制の抜本改革の際には、道路特定財源の一般財源化後の用途の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制の

グリーン化を進める」とされました。

また、環境省は、平成20年9月から、中央環境審議会総合政策・地球環境部会グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会を開催しました。本専門委員会では、原油価格の高騰等の経済状況下での課税の効果や、既存エネルギー関係諸税との関係等について議論され、同年11月に、それまでの議論が整理されました。この中では、「今後相当な量の温室効果ガスの削減が必要であることを考えると、地球温暖化対策の中で環境税導入に向けた議論を積極的に進めていくべき」、「環境税は、広く社会全体の意識・行動を変革する契機となり、環境税を含んだ形の様々な地球温暖化対策を総動員することにより、自主的取組、規制、経済的手法等が互いに補強し合いながら、あらゆる部門・事業者が何らかの形で政策的にカバーされるような工夫を行うことが必要である」、「環境税を含めて、税制全体のグリーン化を図っていくことが今後の大きな方向である」等の委員の意見がまとめられています。

この整理を踏まえ、環境省は、平成16年から19年までに引き続き、20年においても、地球温暖化防止のための環境税の創設を要望しました。

なお、環境税の取扱いを含め、税制のグリーン化について、政府、党で活発な議論がなされ、同年12月の「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」においては、税制抜本改革の基本的方向性として、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を促進する。」ことが記載され、また、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条においても、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境

への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。」とされました。

いずれにせよ、環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係、諸外国における取組の現状等に考慮を払い、国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題です。

### (イ) 地方公共団体における環境関連税(注)の導入の動き

地方公共団体において、環境関連税の導入の検討が進められています。例えば、産業廃棄物の排出量又は処分量を課税標準とする税について、平成21年3月末現在、28の地方公共団体が条例が制定され施行さ

れました。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられています。

また、森林環境税や森づくり税等名称こそ違え、森林整備等を目的とする税が29県において導入され、今後さらに1県において導入が予定されています。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっています。

(注) 環境関連税：OECD統計上、環境関連税は、強制的、一方的な政府への支払いであって、特定の環境関連と考えられる課税対象に課せられるものと定義されている。環境に関連した課税対象には、エネルギー製品、自動車、輸送機関、廃棄物管理、オゾン層破壊物質等が含まれる。(「OECD環境データ集」(2006年、2007年版))

## 2 環境配慮型製品の普及等

### (1) グリーン購入の推進

グリーン購入法(図6-8-1)に基づき、国等の各機関では、基本方針に即して平成20年度の環境物品等の調達方針を定め、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

また、グリーン購入の取組を更に促すため、基本方針の変更について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国10か所において開催しました。

グリーン購入の推進のためには、各地域において行政、地元の事業者、住民等によるネットワークが組織されることが重要です。そこで、グリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを開催しました。また、グリーン購入の取組が進んでいない地方公共団体等にも、無理なくグリーン購入を始めてもらうために、「グリーン購入取組ガイドライン」を策定し、普及・啓発を行っています。

### (2) 環境配慮契約(グリーン契約)

平成19年11月に施行された国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という)(図6-8-2)に基づき、国の各機関や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体などの公的機関は、価格だけでなく環境負荷をも考慮した「環境配慮

契約」を推進しています。

平成21年2月に変更された基本方針(閣議決定)では、従来の、電力調達、自動車購入、ESCO(省エネルギー改修)事業、建築設計の4分野に加え、自動車のリース契約について、具体的な環境配慮の仕方や手続を定めました。国及び独立行政法人等は、基本方針に従って環境配慮契約に取り組む義務があり、機関ごとに契約の締結実績を公表することになります。

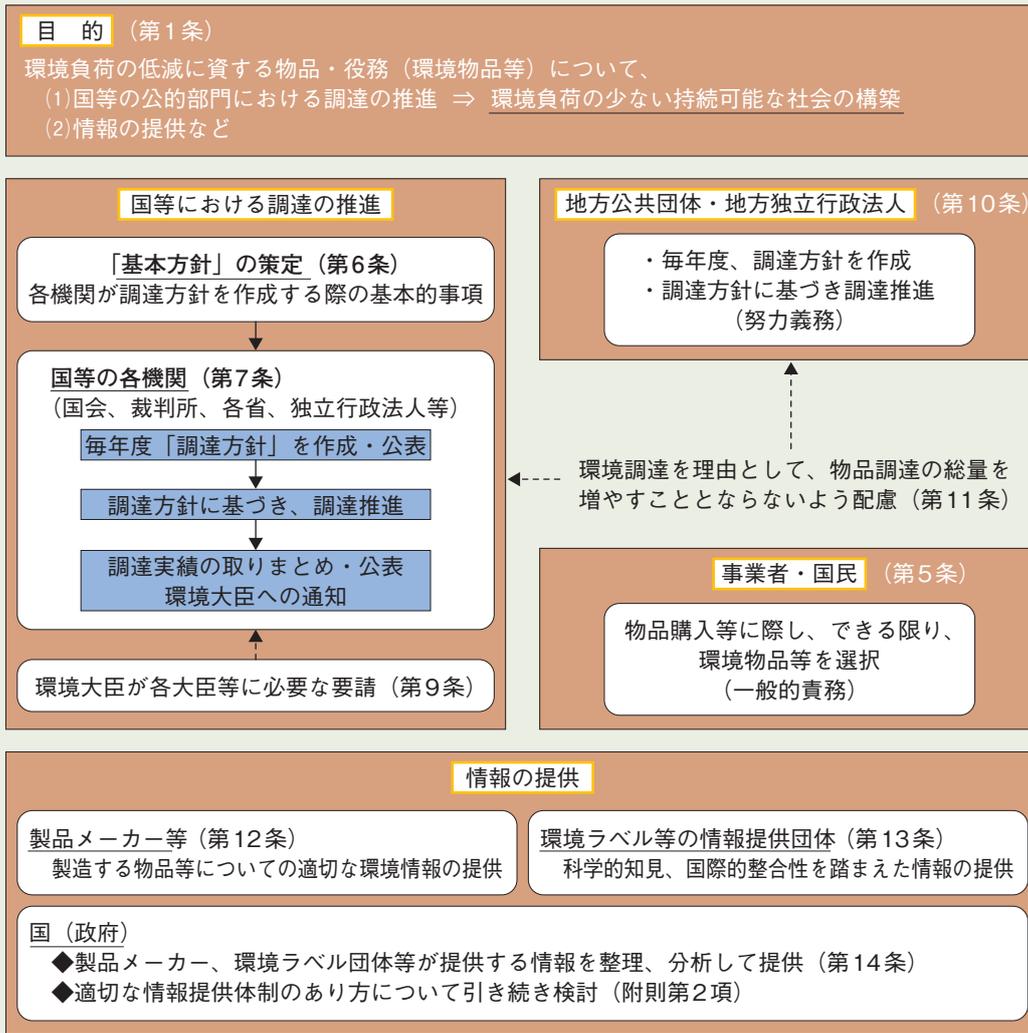
### (3) 環境ラベリング

消費者が環境負荷の低い製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、環境ラベル等環境表示の情報の整理を進めました。日本で唯一のタイプI環境ラベル(ISO14024準拠)であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、平成21年3月末現在、エコマーク対象商品類型数は47、認定商品数は4,544となっています。

事業者の自己宣言による環境主張であるタイプII環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理、分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用・更新しました。また、環境表示を行う事業者等、又は、認定(認証)制度を運用する行政機関や公益法人、NPO等が、グリーン購入を促進させる上で必要な情報提供の在り方等についてまとめた「環境表示ガイドライン」の普及に努め、説明会を開催しました。

また、環境物品等を国際的に流通させてグリーン購

図6-8-1 グリーン購入法の仕組み



資料：環境省

入の取組を推進するためには、各国の環境ラベル制度における基準の共通化等が必要であるため、我が国のエコマークを中心に、各国環境ラベル間の相互認証に関する調査・分析を行いました。

#### (4) 標準化の推進

日本工業標準調査会 (JISC) は、平成20年度、環境関連法令等の中での環境JISの位置づけを確認しながら自治体・企業・消費者のグリーン購入における環境JISの活用状況の調査・検討を行い、更なる環境JISの活用促進に向けた課題の抽出を行いました。

#### (5) ライフサイクルアセスメント (LCA)

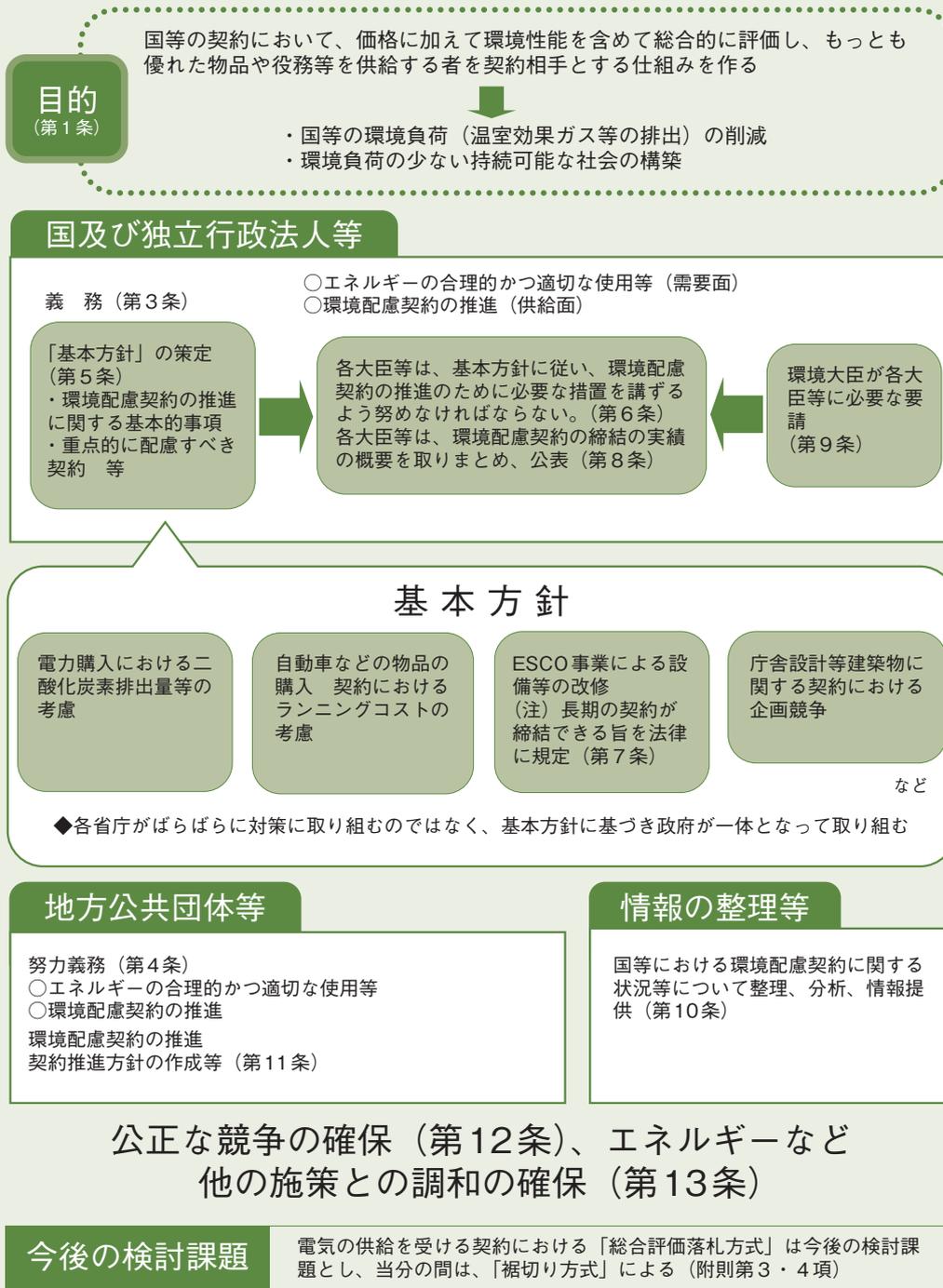
製品やサービスに関するライフサイクルアセスメントの手法について、投入される資源、エネルギー量と生産される製品及び排出物のデータ収集、定量化などを行うインベントリ分析や、インベントリ分析の結果を各種環境影響カテゴリーに分類し、それを使用して

環境影響の大きさと重要度を分析するインパクト評価の手法などの調査・研究の成果を、データベースの運用などにより普及を進めるとともに、全国9か所に地域拠点機関を設け、LCA手法を活用して、企業における環境配慮設計の導入を支援し、環境配慮製品 (エコプロダクツ) の開発・市場拡大を促進しました。

#### (6) カーボンフットプリント制度

「低炭素社会づくり行動計画」 (平成20年7月29日閣議決定) に基づき、温室効果ガスの「見える化」の一つとして、商品・サービスのライフサイクル全般 (原材料調達から廃棄・リサイクルまで) で排出される温室効果ガスをCO<sub>2</sub>量に換算し、表示するカーボンフットプリント制度について、「カーボンフットプリント実用化・普及推進研究会」等を有識者・事業者および関係各省参加のもと開催し、算定・表示の在り方について検討を行い、統一マークの選定、エコプロダクツ2008での試作品の展示 (研究会参加企業30社が参加) などを経て、平成21年2月に「カーボンフッ

図6-8-2 環境配慮契約法の構造



トプリント制度の在り方（指針）」及び「商品種別算定基準（PCR）策定基準」を取りまとめました。また、ISO（国際標準化機構）におけるカーボンフットプリント制度の国際標準化に向けた議論に積極的に貢献するため、「カーボンフットプリント制度国際標準

化対応国内委員会」を設置し、国内の取組や海外動向を踏まえ、我が国の対応方針を検討する体制を整備しました。平成21年1月には、ISOの会合がマレーシアにおいて開催され、我が国からも専門家を派遣し、我が国の考え方を主張しました。

### 3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

#### (1) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムについて情報提供等を行い、幅広い事業者への普及を図りました。特に、中小企業者向けに策定された「エコアクション21」(環境活動評価プログラム)については、更なる普及促進を目指し、最新の環境情勢を反映させるとともにより分かりやすくするための改訂に着手しました。また、中小企業への環境マネジメントシステムの普及を図るため、環境マネジメントシステムの認証登録を要件とする低利融資制度により、事業者のエコアクション21の認証取得及びそれに伴う環境対策投資の支援等を実施しました。さらに、環境マネジメントシステムの要求事項を定めた国際規格であるISO14001及びこれを翻訳した日本工業規格JISQ14001について情報提供等を行いました。平成21年3月末現在、環境マネジメントシステムISO14001の審査登録件数は約2万件、エコアクション21の審査登録件数は約3千件です。ISO14001の認証制度の信頼性を向上するため、平成20年7月に認定機関、認証機関等の関係者向けのガイドラインを公表しました。また、環境マネジメントシステムの段階的適用の指針(ISO14005)の平成22年発行に向けて、作業を進めました。

#### (2) 環境会計

事業者による効率的かつ効果的な環境保全活動の推進に資する環境会計手法の確立に向けて、気候変動リスクによる企業の財務状況への影響について調査を行いました。

企業経営に役立つ環境管理会計の一手法であり、廃棄物削減と生産性向上を同時に実現するマテリアルフローコスト会計については、普及・促進のため、普及事業の拠点となる事業者団体等におけるセミナー等の開催、導入実証事業と普及指導を担う人材育成のためのインターンシップ事業を実施しました。また、平成20年3月にISOにおいて承認されたマテリアルフローコスト会計の国際標準規格化については、我が国が議長及び幹事を務める作業部会ISO/TC207/WG8にて議論されており、第2回WG会合を東京で開催するなど、我が国の主導により、作業を進めました。

#### (3) 環境報告書

質の高い環境報告書の作成、公表を促進するため、環境コミュニケーション大賞の表彰制度において、喫緊の課題である地球温暖化対策に関する優れた報告書を表彰する賞を設けたほか、環境経営をテーマに環境

コミュニケーションシンポジウムを開催するなど、引き続き環境報告書への取組を支援しました。

また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。)」では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。その附則第4条に基づき、法律の施行後3年経過したことを踏まえ、「中央環境審議会総合政策部会環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」を設置し、環境配慮促進法の施行状況について評価・検討を行いました。(図6-8-3)。

#### (4) 公害防止管理者制度

工場における公害防止体制を整備するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)によって一定規模の工場に公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者等の選任が義務付けられており、約2万の特定工場において公害防止組織の整備が図られています。

同法に基づく公害防止管理者等の資格取得のため、昭和46年度以降国家試験が毎年実施されており、平成20年度の合格者数は6,127人、これまでの延べ合格者数は31万4,056人です。

また、国家試験のほかに、一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者が公害防止管理者等の資格を取得するには、資格認定講習を修了する方法があり、平成19年度の修了者数は2,867人、これまでの修了者数は25万4,424人です。

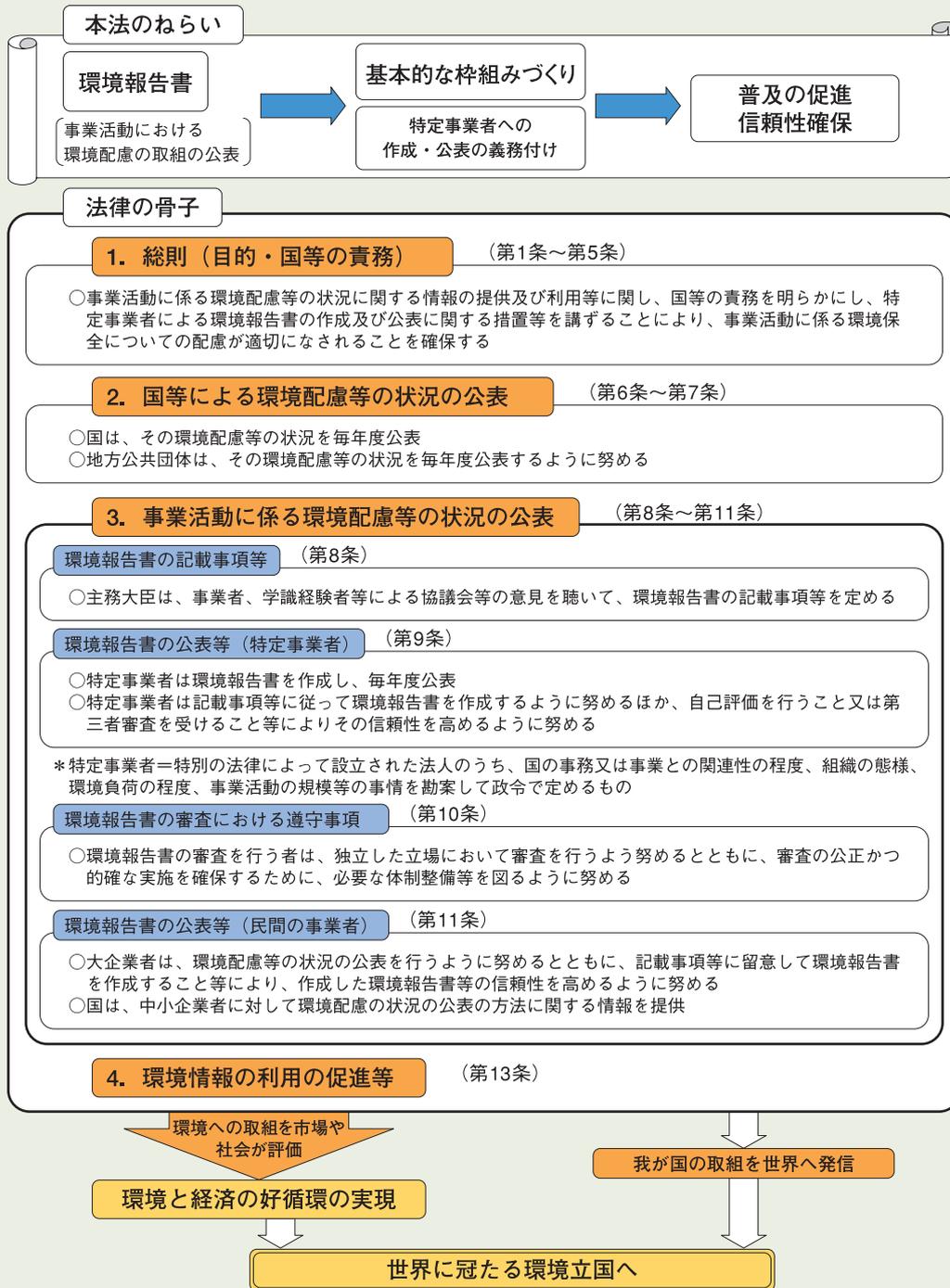
#### (5) 公害防止体制の促進

平成19年3月に示した、実効性のある公害防止に関する環境管理体制の構築に取り組む際の参考となる行動指針「公害防止ガイドライン」に関して、普及啓発及び産業界の取組状況のフォローアップを行いました。

#### (6) 温室効果ガスの排出量等の定量化等に関する標準化

温室効果ガスの排出量・除去量の定量化等に関する国際規格(ISO14064-1~3)に基づき、日本工業規格(JIS)化に向けて、作業を進めました。

図6-8-3 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の概要



資料：環境省

## 4 環境に配慮した投融資の促進

### (1) 金融のグリーン化

企業の社会的責任という観点から環境への取組をとらえる傾向が高まっていることを受けて、金融のグリーン化の促進を目的として、環境に配慮した投融資の実態を把握すべく調査を行い、有識者による検討会

を開催し、今後の環境に配慮した投融資の普及のための検討を行いました。

### (2) 金融機関の環境融資に対する支援

環境に配慮した事業活動を行う事業者を支援するた

め、環境面からのスクリーニング手法を用いた金融機関が行う低利融資について、温暖化防止の観点から利子補給を実施しました。また、各地域の温室効果ガス排出削減に資する低利融資制度についても、交付金による支援を実施しました。さらに日本政策金融公庫（旧中小企業金融公庫、国民生活金融公庫）より、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ、エコアクション21等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。

## 5 その他環境に配慮した事業活動の促進

### (1) 地域等での環境に配慮した事業活動

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

我が国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、OECDの環境分類に基づき調査、推計が行われています。省エネ家電やエコファンドなど、環境保全を考えた消費者の行動が需要を誘発する環境誘発型ビジネスも加えた市場・雇用規模については、環境省の調査によれば、平成19年の市場規模は約69兆円、雇用規模は約130万人となっています。（表6-8-2）

地域における企業、NPO、市民等が連携した環境に配慮したまちづくりに資する「環境コミュニティ・ビジネス」、1人1日1kgの温室効果ガス削減をモットーとして地域ぐるみで国民運動を促進する「環境負荷低減国民運動支援ビジネス」、企業がこれまで製品としていたものをサービス化して提供する「グリーン・サービサイジング」を発掘し、その展開を支援しました。

### (2) エコ・アクション・ポイント

低炭素社会形成のためには、特に近年の増加が著し

### (3) 「環境力」評価手法の検討

市場において環境に配慮した製品・サービス・企業の環境力を適切に評価し、投融资行動につなげる仕組みの構築に向け、金融機関や投資家に的確に訴求する「環境力」の評価手法の開発、「環境力」を的確に表す株価指数等への適用のあり方、比較可能な環境情報開示のあり方について検討を行いました。

い業務・家庭部門の温室効果ガス削減が必要不可欠であり、そのためには、国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図っていくことが必要不可欠です。

そこで、21世紀環境立国戦略や京都議定書目標達成計画に盛り込まれた、国民一人ひとりの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与する取組を普及するため、平成20年度より、エコ・アクション・ポイントのモデル事業の推進を開始しました。

エコ・アクション・ポイントとは、温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、そのポイントの量に応じて、商品等の経済的価値のあるものと交換できる仕組みです。

全国型事業では、家電や鉄道等の異業種事業者の連携によりエコポイントを発行するもの3件、地域型事業では、商店街等が参加して進めるものなど9件が公募で採択され、ポイントシステムの立ち上げを支援しました。

表6-8-2 環境ビジネス（環境誘発型ビジネスを含む）の市場規模及び雇用規模の現状

| 市場規模（兆円） |       | 雇用規模（万人） |       |
|----------|-------|----------|-------|
| 平成12年    | 平成19年 | 平成12年    | 平成19年 |
| 41       | 69    | 106      | 130   |

資料：環境省

## 6 社会経済の主要な分野での取組

### (1) 物の生産・販売・消費・廃棄

#### ア 農林水産業における取組

環境と調和のとれた農業生産活動を推進するため、

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を引き続き推進しました。さらに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り

組む農業者（エコファーマー）に対する金融上の支援措置や、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を引き続き行いました。

また、地域でまとまって化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な営農活動への支援に取り組むとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を策定し、有機農業者等の支援、技術開発等を実施しました。

畜産業において発生する家畜排せつ物からの環境負荷を低減するため、たい肥化施設等の施設整備を推進し、家畜排せつ物法に基づく適正な管理を確保するとともに、たい肥化による農業利用やエネルギー利用等の一層の推進を図りました。

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び地球温暖化対策の推進を図るため、造林、保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理、炭素の貯蔵庫となるなどの特徴を有する木材利用の推進に引き続き努めました。

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の確かな運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理や資源回復計画に基づく取組を支援しました。また、沿岸域の藻場・干潟の造成等、生育環境の改善を実施しました。養殖業については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進するとともに、養殖による環境負荷低減技術の開発を進めました。

## イ 製造・流通業における取組

製造・流通業に対しては、適切な指導を行ったほか、省資源・再資源化推進のための環境整備を行いました。また、中小企業の公害対策について、実態を把握するとともに、中小企業自身の研究開発を支援しました。

食品産業に対しては、環境情報の提供を行うとともに、自主行動計画の策定を推進しました。また、容器包装リサイクル法の着実な施行を進めるとともに、改正食品リサイクル法制度の普及啓発、食品廃棄物を含むバイオマス利活用推進を図ろうとする地域に対する食品リサイクルシステムの構築及び食品リサイクル施設の導入を図りました。

また、建築物の居住性（室内環境）の向上と省エネルギー対策を始めとする環境負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、結果を分かりやすい指標として提示する建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）について、建築物のライフサイ

クルに対応した評価ツールや戸建住宅の環境性能評価システム等の開発・普及を推進しました。

## (2) エネルギーの供給と消費

環境への負荷の少ないエネルギー供給構造を形成するため、発電部門、都市ガス製造部門等のエネルギー転換事業部門におけるエネルギー効率の向上や、環境への負荷の少ない新エネルギーの導入拡大を積極的に進め、次のような取組を実施しました。

また、グリーン電力証書などの民間の自主的取組を進めるために、ガイドラインを策定するなどしました。

産業用ボイラー等の燃料を石油・石炭等から環境負荷の少ない天然ガスへ転換する事業者への支援策を講じました。太陽光や風力、バイオマス等の新エネルギーの低コスト化・高効率化のための技術開発・実証試験や、民間事業者や地方公共団体等が新エネルギー設備を設置する際の補助を通じて導入促進等の支援措置を講じました。また、将来の水素社会の実現に向けて、革新的なエネルギー高度利用技術である燃料電池や水素エネルギー利用技術関連の研究開発と併せて、規制の見直しの検討や基準・標準の設備に向けた研究を行いました。さらに、電気事業者等新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務付けるRPS法の着実な運用等を通じて電力分野における新エネルギー導入の拡大に努めました。

原子力については、供給安定性に優れ、エネルギーセキュリティの確立に資するほか、発電過程で二酸化炭素を排出することがなく、地球温暖化対策の面でも優れた特性を有することから、「エネルギー基本計画」等において、安全の確保を大前提に、国民の理解の下、原子力を基幹電源として位置付け、核燃料サイクルを含め着実に推進することとしています。また、世界的にも原子力の有用性が再認識されつつあり、逆風が吹く厳しい時代も着実に原子力を推進し続けてきた我が国に対して、世界的な原子力平和利用拡大への貢献が求められています。

平成17年に我が国の原子力政策の基本方針として尊重する旨が閣議決定された「原子力政策大綱」では、原子力発電について、2030年以降も総発電電力量の30～40%程度以上を担うことを目指すこと等が示されています。その実現に向けた政策枠組みと具体的なアクションとして策定された、「原子力立国計画」は、19年3月に改訂された「エネルギー基本計画」の一部として位置付けられ、閣議決定されました。また、20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」においても、原子力を低炭素エネルギーの中核として、2020年をめどに発電電力量に占める「ゼロエミッション電源」の割合を50%以上とする中で、原子力発電の比率も相当程度増加させることを目指すとされています。

具体的には、19年4月に30年振りに原子力発電所建設再開の方針に転じたアメリカとの間で、「日米原子力エネルギー共同行動計画」を締結しました。また、「国際原子力エネルギー・パートナーシップ (GNEP)」の閣僚級会合が19年5月及び9月に開催され、高速炉や中小型炉、サイクル技術を含む技術協力等について議論しました。更に、20年10月に開催した閣僚級会合では、日本からの提案によって、地球温暖化対策として原子力エネルギー平和利用の拡大が効果的な手段であるとの認識を国際社会で共有するため、GNEP参加国が協力して活動することが重要であること等を述べた共同声明を発出しました。また、原子力の安全で平和的な利用拡大を目的に、原子力導入予定国（ベトナム、インドネシア、カザフスタン）に対し、原子炉導入基盤整備支援を行いました。4月末には、甘利経済産業大臣を始めとした総勢約150名の官民使節団でカザフスタンを訪問し、日本のウラン需要の3~4割の権益を獲得するなど、日本型の資源外交を実施しました。さらに、次世代軽水炉開発のフィージビリティ・スタディ、高速増殖炉サイクル技術等の核燃料サイクル技術の着実な進展、長期的視点から核融合に関する研究開発、原子力人材の育成、放射性廃棄物対策の強化、原子力損害発生時の被害者救済などを図る原子力損害賠償制度の充実等を実施しました。

省エネルギー対策については、重点的な取組として、以下のような施策を講じました。

石油ショック以降、エネルギー消費増加の著しい業務・家庭部門の省エネルギー対策を強化するため、総合資源エネルギー調査会において、今後の省エネルギー対策の方向性について取りまとめを行い、また、平成18年4月に施行された**エネルギーの使用の合理化に関する法律**（昭和54年法律第49号）の一部改正法の着実な運用等を通じてエネルギー管理の徹底を図りました。さらに、産業部門において特に高い省エネルギー効果が期待され、費用対効果が高い省エネルギー設備に対する支援を行うとともに、民生部門については、高効率給湯器等優れた省エネルギー設備機器の導入等への支援を行いました。さらに、自動車や家電等のトップランナー基準の対象機器の拡大・基準の見直し、家電の省エネルギー性能を表す表示制度の普及を行いました。また、家庭部門の省エネルギー推進を促すため経済産業省と環境省の協力の下、家電メーカー、小売事業者及び消費者団体など関係者が連携しながら省エネ家電普及促進フォーラムを設立し、省エネルギー家電の普及を促進するなど、省エネルギーへの取組を国民運動として展開しました。さらに、2030年に向けた「省エネルギー技術戦略2008」の策定等を実施しました。

さらに、エネルギー等の特別会計のグリーン化を促進し、新エネルギー対策、省エネルギー対策、**京都メカニズム**の活用等の取組を推進しました。

### (3) 運輸・交通

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車1台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施しました。自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく自動車使用の合理化等の指導を実施しました。また、排出ガス低減性能の高い自動車の普及及び自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域内における同法に基づく排出基準に適合した自動車の使用を促進するため、排出基準に適合している全国のトラック・バス等に対し「自動車NO<sub>x</sub>・PM法適合車ステッカー」を交付しました。12月を「大気汚染防止推進月間」として、広く国民を対象に、公共交通機関の利用促進を訴える等、大気汚染防止のための普及・啓発活動を実施しました。

#### ア 低公害車の開発等

次世代低公害車の技術開発としては、ディーゼルエンジンの高い熱効率を維持したまま排出ガスの低減を図ることを目的とした予混合圧縮燃焼エンジン技術、革新的後処理システム技術の開発を進めるとともに、低公害性の抜本的な改良を目指すジメチルエーテル自動車、非接触給電ハイブリッド自動車等の開発を進め、実証走行試験等を実施しました。また、燃料電池自動車について、世界に先駆けた早期実用化を図るため、燃料供給から自動車走行まで一貫した大規模な公道走行実証実験を実施し、航続距離延長に資する高圧水素ステーションの検討を行いました。さらに、**自動車税のグリーン化**や低公害車に対する自動車取得税の軽減措置等の税制上の特例措置を講じ、低公害車の更なる普及促進を図りました。

エコドライブについては、地球温暖化防止国民運動「**チーム・マイナス6%**」の6つのアクションや交通の方法に関する教則に盛り込まれており、その普及啓発を図りました。

#### イ 交通管理

**新交通管理システム (UTMS)** の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、**光ビーコン**等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ的確に提供しました。**交通公害低減システム (EPMS)** を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用しました。さらに、3メディア対応型**道路交通情報通信システム (VICS)** 車載機の導入・普及等を積極的に推進しました。

また、都市部を中心に各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めました。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共交通機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス



優先・専用通行帯の指定、公共車両優先システム（PTPS）の整備等を推進しました。都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、駐車規制の見直し、違法駐車の取締りの強化、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の運用、等のハード・ソフト一体となった駐車対策を推進しました。

#### ウ グリーン物流の実現

運輸部門における温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。我が国全体として京都議定書削減約束達成のための取組を進める必要があります。京都議定書の第一約束期間が始まった今、引き続き、運輸部門においても温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進する必要があります。効率的で環境にやさしい物流（グリーン物流）の実現を目指すためには、物流に関わるさまざまな関係者が連携して地球環境問題に適切に対応することが重要です。そのため、「グリーン物流パートナーシップ会議」を活用し、事業者の連携・協働による取組に対して補助金交付等の支援を行うとともに、特に優れた取組の事業者に経済産業大臣表彰、国土交通大臣表彰等を行いました。

また、物流の総合的、効率的な実施に対する支援法である流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づき、施行から21年3月末までに120件の総合効率化計画を認定しました。

さらに、トラック単体の低燃費化や輸送効率の向上、トラックの自営転換を含めたトラック輸送の効率化を進めるとともに、鉄道や海運のモーダルシフトを推進すべく、鉄道は、平成19年度より北九州・福岡間の輸送力増強事業を実施しており、加えて「エコレールマーク」（21年2月末現在、認定商品32件（37品目）、認定企業50件を認定）や「エコシップマーク」（20年12月現在、荷主12者、物流事業者13者を認定）の普及に取り組んでいます。また、国際海上コンテナターミナル等の整備により、国際貨物の陸上輸送距離削減を図っています。

#### エ 公共交通機関利用の促進

自家用自動車に比べ環境負荷の少ないバス・鉄道などの公共交通機関利用への転換を促進するため、バスを中心としたまちづくりを行うオムニバスタウンの整備推進、バス・鉄道共通ICカードの普及促進、バスロケーションシステムの普及促進、ノンステップバス

の導入促進等、バスの利用促進策を講じました。また、軌道改良・曲線改良等の幹線鉄道的高速化等を行う一方、都市鉄道新線の整備、複々線化等の輸送力増強による混雑緩和や、速達性の向上を図りました。さらに、貨物線の旅客線化、駅施設や線路施設の改良など既存ストックを有効活用するとともに、乗継円滑化等に対する支援措置を講じることや駅のバリアフリー化を推進することにより利用者利便の向上策を講じました。

また、「公共交通利用推進等マネジメント協議会」を通じて、エコ通勤を推進する事務所の公募を行うなど、需要サイドの取組の促進による、マイカーから公共交通等への利用転換の促進を図りました。

#### オ ESTの普及展開

公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す先導的な地域の取組に対して集中的に支援策を講じる「ESTモデル事業」を16地域で実施するとともに、平成20年度からは、より積極的にESTの普及推進に取り組むEST普及推進地域に選定された3地域への支援を実施しました。その成果を踏まえ、今後の普及展開の在り方についての検討を進めました。

#### (4) 情報通信の活用

平成22年までにテレワーカーを就業者人口の2割とする政府目標の実現に向け、テレワーク人口倍増アクションプランに基づく施策を政府一体となって推進しており、テレワークの普及促進のための実証実験やテレワーク環境整備税制、セミナー等の普及啓発等を実施し、アクションプランの着実・迅速な実施に取り組みました。

また、情報通信技術（ICT）が地球温暖化にもたらす影響を明確にするとともに、地球温暖化問題の解決に資するICT政策について検討する「地球温暖化問題への対応に向けたICT政策に関する研究会」を開催し、平成20年4月に報告書を取りまとめ公表しました。

加えて、国連の専門機関である国際電気通信連合電気通信標準化部門（ITU-T）の「ICTと気候変動に関するフォーカスグループ」のICTと気候変動に関する検討に主体的に関わり、3月の最終会合（広島市）における報告書の取りまとめに貢献しました。

## 第9節 国際的取組に係る施策

### 1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」や平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において示された国際的取組の方針に基づき、地球環境問題に対処するため、①国際機関の活動への支援、②条約・議定書の国際交渉への積極的参加、③諸外国との協力、④開発途上地域への支援を積極的に行っています。

#### (1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

##### ア 多国間の枠組みによる連携

##### (ア) 国連を通じた取組

##### ① 国連持続可能な開発委員会 (CSD)

国連持続可能な開発委員会 (CSD) 第16会期が、2008年(平成20年)5月にニューヨークの国連本部にて開催され、「農業」、「村落開発」、「土地」、「干ばつ」、「砂漠化」、「アフリカ」をテーマとし、各国・地域の現状と課題や有意義な取組事例等について活発な議論が行われました。

##### ② 国連環境計画 (UNEP) における活動

日本は、創設当初から一貫して国連環境計画 (UNEP) の管理理事国であるとともに、環境基金に対し、2008年(平成20年)は約296万ドルを拠出する等、多大な貢献を行っています。2009年(平成21年)2月には、UNEP第25回管理理事会／グローバル閣僚級環境フォーラムがナイロビで開催され、UNEPの活動計画案や予算案に加え、グリーン経済、国際環境ガバナンス、水銀、生物多様性等について議論が行われました。また、UNEP親善大使である加藤登紀子さんが、2008年(平成20年)8月にオーストラリアのケアンズ、ジロング、シドニーを訪問し、草の根レベルの環境保全活動を視察するとともに関係者と交流し、広報を行うなどの活動を支援・推進しました。

さらに、日本に事務所を置くUNEP国際環境技術センター (IETC) が実施するイラク南部湿原環境管理支援プロジェクトや、低炭素社会の実現に向けた国際シンポジウムの開催等の事業を支援・推進しました。

##### ③ 国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) における活動

国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) では、5年ごとに「アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議 (MCED)」を開催し、その中で環境に関する行動

計画を採択し、環境に関する様々な活動を進めています。

2000年(平成12年)に採択された「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」については、2008年(平成20年)8月に、固形廃棄物の管理をテーマとした国際ワークショップが、アジア太平洋地域の21自治体の代表者等の参加を得て、スラバヤ(インドネシア)で開催されました。会合では、スラバヤ市をはじめとするアジア太平洋地域の各都市における固形廃棄物管理の状況報告、廃棄物管理分野におけるCDM事業の紹介等が行われました。

##### (イ) 世界気象機関 (WMO) における取組

我が国は、WMOの全球気象監視計画 (WWW)、世界気候計画 (WCP)、大気研究・環境計画 (AREP) などを通じた地球環境保全のための取組に積極的に参画しました。2007年6月には、第15回WMO総会が開催され、WMOの各部門による全球地球観測システム (GEOSS) や国際極年 (IPY) などへの積極的な貢献が確認されました。また、日中連携による地区気候センター (RCC) ネットワークの運営開始を踏まえ、アジア地区内の気候情報の利用促進と能力向上等について議論が行われるとともに、政策決定者のための気候予測をテーマとして第3回世界気候会議 (WCC-3) を2009年8～9月にスイス・ジュネーブにおいて開催することなどが決定されました。

##### (ウ) 経済協力開発機構 (OECD) における取組

我が国は、OECD環境政策委員会の活動に積極的に参加しました。特に2008年4月に開催されたOECD環境大臣会合においては、G8議長国として我が国が副議長を務め、気候変動政策と経済等について議論を行いました。また、2008年3月に発出された資源生産性についてのOECD理事会勧告については、これまでこの分野で先進的な取組を行ってきた我が国が主導的な役割を果たしました。

持続可能な開発に関するOECDの横断的な取組としては、2004年(平成16年)の閣僚理事会で設置が承認された「持続可能な開発年次専門家会合」の第5回会合が、2008年(平成20年)10月に開催され、今後OECDで優先的に取り組んでいくべき持続可能な開発関連作業等について、議論がなされました。

## (エ) 世界貿易機関（WTO）等における取組

WTO貿易と環境に関する委員会（CTE）特別会合等では、貿易と環境の相互支持を強化することを目的として、2001年（平成13年）のWTO第4回閣僚会議で採択されたドーハ閣僚宣言に基づき、WTOルールと多国間環境協定（MEAs）が規定する特定の貿易上の義務との関係や、環境関連の物品及びサービスの関税・非関税障壁の削減又は撤廃等について交渉が行われています。

これに加え、我が国は経済連携協定の締結交渉も精力的に進めてきており、2008年度（平成20年度）には、12月にベトナム、2009年（平成21年）2月にスイスとの間で二国間協定の署名を行ったほか、2008年（平成20年）4月にASEAN全体との経済連携協定の署名が完了しました。こうした協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易を始めとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させる取組を進めています。

## (オ) 主要国首脳会議（G8サミット）における取組

2008年（平成20年）7月、我が国はG8北海道・洞爺湖・サミットを開催し、気候変動問題を大きく取り上げ、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも50%削減するというビジョンについて、G8首脳間での合意に導きました。このほか、同サミットでは、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進や生物多様性の保全等を含む首脳宣言を採択しました。

## (カ) アジア・太平洋地域における取組

### ① クリーンアジア・イニシアティブ

環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目指すクリーンアジア・イニシアティブは、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」で提唱され、平成20年6月に具体的な目標や政策がとりまとめられました。また、第1回東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合や第10回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM10）の機会を活用して、アジア各国に本イニシアティブの周知を図りました。

### ② 東アジア首脳会議環境大臣会合及びASEAN＋3（日中韓）環境大臣会合

2008年（平成20年）10月に、ASEAN加盟国10か国と日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの16か国の環境大臣が参加する東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合がハノイ（ベトナム）にてはじめて開催されました。会議において我が国は、ベトナムとともに共同議長を務め、2007年（平成19年）11月の第3回東アジア首脳会議において発出された「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポ-

ール宣言」をフォローアップするための今後の協力の方針を示す閣僚声明の採択に貢献しました。その際、協力の優先分野として「環境的に持続可能な都市（Environmentally Sustainable Cities）」が取り上げられました。同日にハノイ（ベトナム）で、ASEANに日中韓の3か国を加えた第7回ASEAN＋3環境大臣会合が開催され、日本のASEANに対する協力や、日中韓三カ国によるASEANへの協力について進捗状況が報告されました。また、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）や気候変動問題への対処について議論を行ったほか、2010年に我が国で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（CBD COP10）について紹介し、協力を呼びかけました。

### ③ アジア太平洋環境会議（エコアジア）

2008年（平成20年）9月に、名古屋市において第16回アジア太平洋環境会議（エコアジア）を開催しました。同会議には、3名の環境担当大臣を含むアジア太平洋地域の11か国及び16国際機関が参加し、生物多様性をテーマとし、アジア太平洋地域が取るべき行動について活発な議論が行われました。

### ④ アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）

アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）は、2004年（平成16年）に報告書を採択し、アジア太平洋地域で持続可能な社会を構築するための具体的な提言を行いました。平成17年度からは、これらの提言の実施のため、有識者・専門家によるテーマ別の政策対話、地方自治体やNGOによる優れた取組事例の収集・表彰・普及、革新的な取組に対する知的助言・財政支援などの活動を進めています。

2008年7月にはフィリピンのダバオでAPFEDⅡ第4回全体会合を開催し、各提言の進捗よく状況等の報告・検討を行いました。また、ネパールにおける焼畑農業管理による温室効果ガスの影響低減など、優れた取組事例に対する表彰を行いました。

### ⑤ 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）

2008年（平成20年）12月に、済州島（韓国）において第10回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）が開催され、気候変動問題、特に低炭素社会の構築について議論が行われたほか、光化学オキシダント等の越境大気汚染問題、漂流・漂着ゴミ問題等に関して中国・韓国に現状を説明し、対策に向けた協力を呼びかけました。また、TEMMの下のプロジェクトとして黄砂に関する局長級会議を2008年9月に開催したほか、3か国の環境行政官の合同研修等を韓国において実施しました。なお、2008年11月には、滋賀県彦根市において第8回日中韓環境産業円卓会議を開催しました。

### ⑥ アジア協力対話（ACD）第5回環境教育推進対話

2008年10月に、滋賀県において、アジア協力対話（ACD）の枠組みにおける協力案件として第5回環境教育推進対話を開催しました。同会議には、ACD参加国より17カ国の関係者が参加し、「水と衛生問題に

関する教育」をテーマとし、各国に於ける取組と活動につき報告がなされ、水・衛生問題に関する教育を巡る課題と協力のあり方について意見交換を行いました。

#### ⑦ アジアEST地域フォーラム

2009年2月に韓国・ソウル市において、第4回「アジアEST地域フォーラム」を開催しました。日本を含むアジア地域22か国の環境、交通及び保健担当の政策担当者等が出席し、アジアにおける環境にやさしい交通の実現を目指して各国の先進事例発表と政策対話を行いました。その結果、低炭素グリーン成長等に焦点をあてた「ソウル宣言」を採択し、今後も継続して各国協力のもとに一層ESTを推進すること等を確認しました。

また、2007年4月の「アジアの市長による環境的に持続可能な交通に関する国際会議」（京都で開催）で採択した「京都宣言」の追加署名式を、2008年11月にタイ王国・バンコクにて開催し、すでに署名された22都市に加え、新たに12都市の市長等がこの宣言に同意しました。

#### ⑧ アジア水環境パートナーシップ (WEPA)

2008年10月に、マレーシア国プトラジャヤにおいて、アジア・モンスーン諸国の水問題に関係する行政官、研究者、事業者及びNGO等を一堂に会した第2回WEPA国際フォーラムを開催し、参加者による活動発表等を通じた能力向上と、そこで得られた有用な情報の共有化を図りました。

#### ⑨ アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) の枠組みを活用し、アジア太平洋地域の、特に開発途上国における地球変動研究の推進を積極的に支援しました。

#### ⑩ アジア諸国における石綿対策技術支援

国際的な取組の重要性にかんがみ、東アジアサミット参加13カ国に対し、日本の石綿対策の概要をまとめた報告書を送付するとともに各国の石綿に関する法規制や使用実態の把握に努めました。また、日本にて石綿対策に関する情報共有のためのワークショップを開催し、ベトナムで現地調査を実施しました。

### (キ) 世界的な水環境問題解決に向けた国際連携の強化

国連水と衛生に関する諮問委員会や第5回世界水フォーラム等の国際会議への積極的な参加、国際衛生年記念下水道シンポジウムの実施など国際衛生年の着実な実施、サラゴサ国際博覧会での催事の開催などを行い、世界的な水問題の解決に向けた国際連携に努めました。また、2009年3月にイスタンブールで開催された第5回世界水フォーラムに合わせ、WEPA事業など我が国の水環境問題の取組等について情報発信を行いました。

### イ 二国間の枠組みによる連携

#### (ア) 中国

平成19年12月に、両国の環境大臣間で、環境汚染対策と温暖化対策の双方に資するコベネフィット協力に関する意向書を締結し、その意向書に基づき具体的な案件発掘・形成に向けた調査等を実施しました。

特に水分野については、平成19年4月の日中環境保護協力共同声明を受け、具体的な協力を進めるため平成20年5月に日中双方の環境大臣間で「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」を締結し、江蘇省及び重慶市においてモデル事業に着手しました。また、12月には北京市においてセミナーを開催し、汚染物質総量規制及び分散型排水処理技術等に関する検討の成果を公表するとともに、今後の日中協力の課題等について意見交換を行いました。

また、平成20年5月には気候変動に関する共同声明を日中共同で公表しました。

#### (イ) 韓国

環境保護協力協定に基づき合同委員会を開催し、気候変動問題、黄砂、越境大気汚染、海洋ゴミ問題等につき意見交換を行うとともに、共同研究等を進めました。

#### (ウ) モンゴル

第3回目の環境政策対話を行い、両国の環境政策と課題、協力の方向性について意見交換を行いました。

#### (エ) その他

米国、カナダ、ロシア等と環境保護協力協定に基づく共同研究や協力プロジェクトを通じ、環境分野の国際協力を実施しました。また、平成19年12月にインドネシアの環境大臣とコベネフィット協力に関する合意文書締結し、具体的な案件の発掘・形成に向けた調査等を実施しました。

### ウ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図り、報道発表の英語概要を逐次掲載しました。また、「Annual Report on the Environment and Sound Material-Cycle Society in Japan 2008」（英語版環境・循環型社会白書）等海外広報資料の作成・配布やインターネットを通じた海外広報を行いました。



## (2) 開発途上地域の環境の保全

日本は政府開発援助（ODA）による開発途上国支援を積極的に行っています。環境問題は、「政府開発援助大綱」において、「重点課題」である「地球的規模の問題への取組」の中で対応を強化しなければならない問題と位置付けられています。

さらに、ODAを中心とした我が国の国際環境協力については、平成14年に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（ECOISD）」において、環境対処能力向上や我が国の経験と科学技術の活用等の基本方針の下で、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げています。18年度においては、環境分野のODAとして約4,135億円（ODA全体に占める割合は約35.4%）の支援を行いました。

### ア 技術協力

技術協力は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて実施しています。研修員の受け入れ、専門家の派遣、機材供与、また、それらを組み合わせた技術協力プロジェクト（表6-9-1）、さらに開発途上国の環境保全に関する計画策定を支援するための開発調査などが積極的に行われました。

### イ 無償資金協力

無償資金協力は、居住環境改善（都市の廃棄物処理、地方の井戸掘削など）、地球温暖化対策関連（植林、エネルギー効率向上）等の各分野において実施しています。（表6-9-2）

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を積極的に実施しています。

### ウ 有償資金協力

有償資金協力は経済・社会インフラへの援助等を通じ開発途上国が持続可能な開発を進める上で大きな効果を発揮します。環境関連分野でも同様であり、上下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の事業に対し、日本は**国際協力銀行（JBIC）**を通じ、積極的に円借款を供与しています。（表6-9-3）

### エ 国際機関を通じた協力

我が国は、**UNEPの環境基金、UNEP国際環境技術センター技術協力信託基金**等に対し拠出を行っており、また、我が国が主要拠出国及び出資国となっている**国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アジア開発銀行**等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も環境分野では重要になってきています。

**地球環境ファシリティ（GEF）**は、開発途上国等で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対して、主として地球環境益に資する増加コストに対する資金を供与する国際的資金メカニズムです。我が国はアメリカに次ぐ世界第2位の資金拠出国として、実質的な意思決定機関である評議会の場合等を通じ、GEFの活動に積極的に参画しました。

## (3) 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

国際会議における専門的かつ技術的議論の進展と国際世論づくりに一層貢献していくため、政府内の専門家の育成に努めるとともに、政府外の専門家の知見の活用を図るため、NGO、学術研究機関、産業界などとの連携を強化しました。

また、定年退職を迎える団塊世代の環境管理技術を開発途上国において活用するため、3月にシニア世代向け国際環境協力研修を実施しました。

表6-9-1 主な技術協力プロジェクト

| 分野                | 国名     | プロジェクト名                               | 実施期間              | プロジェクト概要   |
|-------------------|--------|---------------------------------------|-------------------|--|
| 森林保全              | パナマ    | アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発プロジェクト            | 平成18.10～平成23.9    | チャグレス国立公園内に位置するアラフエラ湖周辺の村落住民及び環境省職員を対象に、植林及びアグロフォレストリーの技術や環境教育などの普及を通じ、環境に配慮した自立発展性のある生産活動を促進・支援する。  |
|                   | エチオピア  | ベレテ・ゲラ参加型森林管理・住民支援プロジェクト              | 平成18.10～平成22.9    | エチオピア国ベレテ・ゲラ森林優先地域を対象に、ファーマーズフィールドスクールでの農業技術普及や森林コヒー認証取得による住民の生計向上と、森林管理組合による参加型森林管理の普及を図る。  |
| 生物多様性保全           | インドネシア | グヌンハリムンサラク                            | 平成16.2～平成21.1     | 平成7年7月から平成15年6月まで実施した生物多様性保全計画プロジェクトで対象とした西ジャワ州グヌンハリムンサラク国立公園に対して、さらに、公園管理手法や生物多様性保全の技術移転を実施する。  |
|                   | マレーシア  | ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム(フェーズ2)           | 平成19.10～平成24.9    | サバ州を対象地域とし、フェーズ1で実施した研究・教育、保護区管理、環境啓発の活動成果を踏まえて、サバ州の自然環境保全体制をより強化するため、サバ州生物多様性センターの設立支援や流域単位での保護区管理等を実施する。   |
| 環境管理(公害対策・廃棄物管理等) | 中国     | 循環型経済推進プロジェクト                         | 平成20.10～平成25.10   | 環境保全の視点から循環経済施策を推進するため、物質循環の各過程(資源投入、生産、販売、消費、廃棄、資源化、処分等)における環境配慮強化に係る諸施策の実行能力の強化を支援する。  |
|                   | メキシコ   | 全国大気汚染モニタリング強化支援プロジェクト                | 平成17.10～平成20.9    | 「国立環境研究研修センター(CENICA)」を通じ、連邦政府・地方自治体を含めた全国の大気質モニタリング能力および住民への大気汚染情報の提供の強化を目的とした協力を実施する。  |
|                   | ベトナム   | 循環型社会の形成に向けてのハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト | 平成18.11～平成21.11   | ベトナム国ハノイ市全域において、分別収集を基調とする調和のとれた3Rの取り組みの準備を整えることを目的として、生ゴミ分別収集を基本とするパイロットプロジェクトの実施、ハノイ市全域拡大のための行動計画の作成、3Rのための環境教育等の活動を実施する。                              |
|                   | メキシコ   | 3Rに基づく廃棄物管理政策策定プロジェクト                 | 平成19.5～平成20.12    | 3Rに関する日本の法制度や経験等を活用し、メキシコにおける「3Rに基づく廃棄物管理国家プログラム」の策定を支援する。また、本支援活動を通じて、環境天然資源省関係者の廃棄物管理政策策定能力の向上を図る。   |
|                   | グアテマラ  | 首都圏水環境保全能力強化                          | 平成18.3～平成21.9     | グアテマラ首都圏における水環境行政の能力強化を目的として、特に工場排水規制に係る法令改訂及び排水モニタリング方法や環境教育等について協力を実施する。   |
|                   | フィジー   | 廃棄物減量化・資源化促進プロジェクト                    | 平成20.10～平成24.3    | フィジー第2・3の都市であるヴィティレブ島西部ラウトカ市及びナンディ町において、廃棄物管理計画を策定し、フィジーの特性に合わせた3Rを実践するためのキャパシティ向上を図る。また、中央政府環境局が、両自治体の活動プロセス・結果をガイドライン・マニュアルに取り纏め、他自治体への3R普及が出来るよう支援する。 |
|                   | シリア    | 全国下水道人材育成プロジェクト                       | 平成21.5～平成24.3     | 下水道施設整備を進めるシリア国において、下水道施設の適切な維持管理を行う人材が不足している。本プロジェクトを通じて、シリア国内に下水道施設維持管理人材の育成を行うための研修講師を養成するとともに、下水道施設維持管理研修の実施体制構築を支援する。                               |
| 温暖化対策             | タイ     | バンコク都気候変動削減・適応策実施能力向上                 | 平成21.5～平成24.5(予定) | バンコク都の気候変動対策アクションプランの実施能力向上のため、気候変動対策に分野横断的・包括的に取り組むバンコク都の組織能力向上を支援する。   |
|                   | アルゼンチン | 気候変動への適応能力強化                          | 平成20年.7～平成21.3    | 日本の気象研究所の協力を元に、アルゼンチン海洋・大気研究センター(CIMA)の気候変動予測能力強化、環境・持続的開発庁気候変動部(DCC)の気候変動の影響に関する普及・啓発能力及び適応策策定能力強化を支援する。  |
|                   | ペルー    | CDMプロジェクト立案能力強化                       | 平成19.11～平成20.12   | エネルギー分野を中心に国家環境基金及びCDM関係省庁関係者のCDMの普及・啓発、形成支援の能力の向上を支援する。   |

資料：関係府省資料に基づき環境省作成



表6-9-2 主な水資源・環境無償の実績（平成16～18年度）

（単位：百万円）

| 分野      | 国名     | 案件名                      | 交換公文署名日         | 供与限度額      | 概要                          |   |
|---------|--------|--------------------------|-----------------|------------|-----------------------------|---|
| 森林保全    | 中国     | 第二次黄河中流域保全林造成計画          | 3/5期            | 2004.7.6   | 427                         | 砂漠化の進行により荒廃地が広がっている山西省において、荒廃地の復旧、農地・草地等の保全、森林の造成・維持管理技術の向上、現地住民への植林技術の普及等を目的として、約4,900haの森林を造成するもの。                    |
|         |        |                          | 4/5期            | 2005.6.6   | 369                         |   |
|         |        |                          | 5/5期            | 2006.6.8   | 218                         |   |
| 森林保全    | ベトナム   | 中南部海岸保全林植林計画             | 2/2期<br>(4ヶ年国債) | 2001.7.4   | 1,027<br>(2001年度～2004年度の合計) | 森林伐採や燃料用の薪の採取等による森林減少の影響により植生が貧弱となったベトナム中南部のクアンナム省及びフーイェン省の海岸地域において、農地、居住地、道路、鉄道等への飛砂被害防止を目的として、約3,670haの海岸保全林の造成を行うもの。 |
|         | セネガル   | 沿岸地域植林計画                 | (5ヶ年国債)         | 2001.7.2   | 1,074<br>(2001年度～2005年度の合計) | 海岸砂丘の移動により砂漠化が進行したセネガル北西部海岸沿いのニヤイ地域において、野菜栽培地の保全による農業生産の安定を図るため、約2,000haの砂丘固定林を造成するもの。                                  |
| 生物多様性保全 | インドネシア | 生物多様性保全センター整備計画          | (3ヶ年国債)         | 2004.7.26  | 2,172<br>(2004年度～2006年度の合計) | 生物多様性の保全及び利用並びに19世紀以降に蓄積された貴重な植物等の標本の保存環境改善、国際水準での保管を目的として、ジャカルタ近郊のチビノンに植物学・微生物学研究所を建設するもの。                             |
| 公害対策    | 中国     | 酸性雨及び黄砂モニタリング・ネットワーク整備計画 |                 | 2006.12.20 | 793                         | 国境を越えた環境問題である酸性雨及び黄砂問題に関する中国のモニタリング水準の向上、及び地域的取組を推進するため、観測機材の整備を支援するもの。   |
|         | シリア    | 地方都市廃棄物処理機材整備計画          | 1/2期            | 2006.6.22  | 583                         | 人口の増加に伴い、廃棄物の飛散、悪臭、進出水による地下水汚染等の悪影響を及ぼしているホムス市、ラタキア市（周辺3都市を含む）に廃棄物処理機材を整備するもの。  |
|         | ヨルダン   | 第二次大アンマン市環境衛生改善計画        |                 | 2004.12.7  | 743                         | 人口の増加に伴い、廃棄物の排出量が増加することが予想される首都大アンマン市及び近県において、市内収集、中継処理、最終処理という一連の廃棄物管理を効率的に行うため、機材を整備するもの。                             |

資料：外務省

## 2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

### (1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

「地球環境研究総合推進費」制度の一環として、海外の研究者を招へいして日本の国立試験研究機関等において共同研究を行う「国際交流研究」の枠組み等を活用し、継続して調査研究等の充実、強化を図りました。

監視・観測については、UNEPにおける地球環境モニタリングシステム（GEMS）、世界気象機関（WMO）における全球大気監視（GAW）計画、WMO/ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）合同海洋・海上気象専門委員会（JCOMM）の活動、全球気候観測システム（GCOS）、全球海洋観測システム（GOOS）等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」を推進するための国際的な枠組みである地球観測に関する政府

間会合（GEO）において、平成20年11月まで執行委員会国を務めるとともに、GEOの専門委員会である構造及びデータ委員会の共同議長を務めるなど、GEOの活動に積極的に参加しました。全球気候観測システム（GCOS）の地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター（GSNMC）業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO関連の業務を、各国気象局と連携して推進しました。

アジア太平洋気候センターでは、アジア太平洋地域各国の気象機関に対し基盤的な気候情報を引き続き提供するほか、1979年から再計算された地球全体の解析値を利用した気候図の公開を始めました。さらに、アジア太平洋地域の気象機関からの要請に応じて研修を実施するなど、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

表6-9-3 主な有償資金協力（円借款）プロジェクト

| 分野<br>(環境大区分) | 国名      | プロジェクト名                  | 交換公文<br>締結日(現地時間) | 金額<br>(百万円) | プロジェクト概要  |
|---------------|---------|--------------------------|-------------------|-------------|---|
| 公害防止          | 中国      | 新疆ウイグル自治区地方都市環境整備計画(第一期) | 2007.03.30        | 12,998      | 新疆ウイグル自治区において、上水供給能力の向上および水質汚染・大気汚染の改善を図るため、上下水道の整備、集中熱供給設備の整備を行うもの。                              |
|               |         | 内蒙古自治区フフホト市大気環境改善計画(第二期) | 2007.03.30        | 6,300       | 内蒙古自治区フフホト市において、大気汚染物質の削減、大気汚染の改善を図るため、汚染負荷が低くエネルギー効率の高い集中熱供給施設を整備するもの。                           |
|               | ベトナム    | 南部ビンズオン省水環境改善計画          | 2007.03.30        | 7,770       | ビンズオン省南部において下水道施設を整備することで、下水道の普及及び汚水処理能力の向上を図り、同地域及び下流域に位置するホーチミン市の衛生環境の改善を図るもの。                  |
|               | インド     | オリッサ州総合衛生改善計画            | 2007.03.30        | 19,061      | オリッサ州の州都等における下水処理能力の向上に対応し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道施設等を整備するもの。   |
| 新・再生可能エネルギー   | エジプト    | 環境汚染軽減計画                 | 2006.04.30        | 4,720       | 大カイロ首都圏およびアレキサンドリア地域において、企業が環境改善設備を導入するための資金を、仲介金融機関を通じて供与することにより、工場の汚染物質の排出を削減し、地域の生活環境の改善を図るもの。 |
|               | インドネシア  | プサンガン水力発電所建設計画           | 2007.03.28        | 26,016      | アチェ・北スマトラ系統の電力需給逼迫を緩和し、供給の安定性を高めるため、アチェ特別州において水力発電所(ダム水路式・86.4MW)及び関連送配電施設等を建設するもの。               |
| 居住環境          | ケニア     | ソンドウ・ミリウ/サンゴロ水力発電所建設計画   | 2007.01.10        | 5,620       | 経済発展にとって必要不可欠な電力供給の増強を目的として、ケニア西部のニャンザ州キスム地方に設備容量21.2MWの水力発電所を建設するもの。                             |
|               | スリランカ   | 水セクター開発計画                | 2007.03.23        | 13,231      | コロンボ圏及びキャンディ圏において、安全な生活用水の供給を確保し、同地域の居住環境の改善に寄与するため、上水道設備の整備・拡張等を行うもの。                            |
|               | バングラデシュ | カルナフリ上水道整備計画             | 2006.06.26        | 12,224      | チッタゴン市において上水道施設を整備することにより、民生・産業用の水供給不足を改善し、地域住民の生活環境の向上及び投資環境の改善を図るもの。                            |
| 森林保全          | チュニジア   | ジェンドウバ地方給水計画             | 2006.04.29        | 5,412       | チュニジア国内で最も給水率の低い西北部地域において給水施設を整備することにより、同地域の水へのアクセスの改善し、住民の生活環境の改善、地域経済の活性化を図るもの。                 |
|               | インド     | トリプラ州森林環境改善・貧困削減計画       | 2007.03.30        | 7,725       | トリプラ州において、森林再生、防災及び地域住民の生活水準の向上を図るため、住民参加型の植林、森林に依存せず生計を支える活動の支援、住民の森林管理能力を強化するための施策等を行うもの。       |
| 防災            | モロッコ    | 河川流域保全計画                 | 2007.03.30        | 3,165       | メラ川流域、アラル・エル・ファシダム上流域において、植林、小規模砂防工事、村落開発計画の実施及び地域住民の生活改善啓蒙活動等、森林保全に関する活動を行うもの。                   |
|               | フィリピン   | パッシングマリキナ川河川改修計画(Ⅱ)      | 2006.12.09        | 8,529       | マニラ首都圏の洪水被害の緩和ならびに河川沿いの環境改善を図るため、パッシング川の堤防改修、洪水対策に関する市民教育等を行うもの。                                  |
|               | モルディブ   | モルディブ津波復興計画              | 2006.06.26        | 2,733       | 2004年12月のスマトラ沖地震に起因する津波で被害を受けた多数の小規模インフラ(港湾・下水道)を復興することにより、被災住民の生活改善及び同国の経済復興を図るもの。               |

資料：外務省

また、VLBI(超長基線電波干渉法)やGPSを用いた国際観測に参画するとともに、験潮、絶対重力観測等と組み合わせて、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しています。

さらに、東アジア地域における残留性有機汚染物質(POPs)の汚染実態把握のための環境モニタリングが円滑に実施できるよう、東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催しました。

## (2) 国際的な各主体間のネットワークの充実・強化

APNの枠組みを活用し、アジア太平洋地域における特に開発途上国の地球変動研究の推進を積極的に支援しました。APNでは、神戸市内に開設したAPNセンターを中核として、気候変動や生物多様性に関する国際共同研究などを支援し、地域内諸国の研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。また、



開発途上国の地球温暖化に関する科学的能力の強化を図るために、ヨハネスブルグ・サミットにおけるパートナーシップ・イニシアティブのひとつとして提唱した「持続可能な開発に向けた開発途上国の研究能力開発・向上プログラム (CAPaBLE)」として、地球温暖化の影響及び緩和策に関する先導的研究や、温室効果ガスの測定手法等に係る開発途上国の研究者の能力向上の支援等を推進しました。

また、地球環境の現状を把握するための地球全陸域の地理情報を整備する「地球地図プロジェクト」を関

係国際機関等と連携して主導しました。本プロジェクトには164ヶ国・16地域が参加しており、70か国・4地域分のデータが公開されています（平成21年3月31日現在）。さらに、東アジアをリアルタイムでカバーできる温暖化影響観測ネットワーク網の構築によりアジアの環境影響評価を行うとともに、アジア太平洋環境経済統合モデル (AIMモデル) を用いて、アジア各国 (中国、インド等) が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発に協力をしました。

### 3 国際協力の実施等に当たっての環境配慮

#### ODA 及び輸出信用等における環境配慮

JICA は、引き続き「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に基づき事業を実施しました。国際協力銀行 (JBIC) は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」に基づいて円借款事業と輸出信用等を実施しました。

輸出信用機関である日本貿易保険 (NEXI) は、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」及び「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン異議申立手続等について」という手続要綱に基づき事業を実施しました。

無償資金協力については、「無償資金協力審査ガイドライン」に基づき実施しました。